

学校における安全点検要領（案）

資料 1 - 2

この安全点検要領は、学校の施設・設備等に起因する事故を防止することをねらいに、学校現場等における質の高い実効性のある安全点検を実施するための参考となるよう、学校における施設・設備の定期や日常の安全点検に関する標準的な手法や、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用の考え方のほか、先進的な取組事例などを掲載しています。

【リーフレット版】

【全体版】

安全点検要領について

●掲載ページ一覧

- 1 点検要領の作成目的
- 2 点検要領の構成
- 3 消費者安全調査委員会からの意見



安全点検実施の考え方

- 1 児童生徒等の安全を確保するための安全教育との一体的な取組
- 2 学校における安全点検のPDCAサイクル
- 3 安全点検の実施体制と実施の流れ（例）
- 4 改善措置と計画的な環境整備



安全点検の種類と対象

- 1 学校保健安全法施行規則に基づく安全点検（種類）
- 2 「日常の安全点検」の実施の考え方
- 3 学校における安全点検を行う対象の考え方
- 4 点検の頻度と方法



事故等情報の共有

- 1 事故発生リスク（日本スポーツ振興センター災害共済給付事例等を基に）
- 2 ヒヤリハット事例の活用



安全点検表の活用

- 1 安全点検表の作成にあたって
- 2 安全点検表作成のベースとなる点検の観点
- 3 安全点検表及び集計表（様式サンプル）



安全点検の方法の解説

- 1 解説の活用のしかた
- 2 場所ごとの安全点検の方法の解説（解説映像付き）



安全点検取組事例

- 1 専門家を活用した安全点検
- 2 教職員の負担軽減に資する安全点検
- 3 児童生徒等の視点を取り入れた安全点検
- 4 地域や保護者等と連携した安全点検
- 5 PDCAサイクルを生かした安全点検
- 6 実効性のある安全点検の組織的な取組



安全点検参考資料

- 1 安全点検に関する通知
- 2 安全点検の参考となる資料
- 3 安全点検要領の検討に関する会議





掲載ページ一覧

安全点検要領について

- [1 安全点検要領の作成目的](#)
- [2 安全点検要領の構成](#)
- [3 消費者安全調査委員会からの意見](#)

安全点検実施の考え方

- [1 児童生徒等の安全を確保するための安全教育との一体的な取組 ※コラムあり](#)
- [2 学校における安全点検のP D C Aサイクル](#)
- [3 安全点検の実施体制と実施の流れ（例）](#)
- [4 改善措置と計画的な環境整備 ※コラムあり](#)

安全点検の種類と対象

- [1 学校保健安全法施行規則に基づく安全点検（種類）](#)
- [2 「日常の安全点検」の実施の考え方](#)
- [3 学校における安全点検を行う対象の考え方 ※コラムあり](#)
全国の重大事故、自校のけがの発生状況、ヒヤリハット事例を安全点検の対象項目に生かす
 - 安全管理の対象
 - 学校生活上の観点
 - 不審者侵入防止の観点
 - 自然災害等の発生に備えた観点
- [4 点検の頻度と方法](#)

[【参考資料1】 建築基準法に基づく法定点検の実施について、消防法に基づく法定点検の実施について](#)

[【参考資料2】 安全管理の対象と項目の例【校舎内・園舎内】、【校舎外・園舎外】、
【学校生活上】、【防犯（不審者侵入防止）、防災】](#)

事故等情報の共有

- [1 事故発生リスク（日本スポーツ振興センター災害共済給付事例等を基に）](#)
 - [○ 【窓からの転落・落下事故】](#)
 - [○ 【設置物等の転倒・落下事故】](#)
 - [○ 【設置物等に挟まれた事故】](#)
 - [○ 【設置物等により切ったり、刺さったりした事故】](#)
- [2 ヒヤリハット事例の活用](#)



掲載ページ一覧

安全点検表の活用

- [1 安全点検表活用にあたって](#)
- [2 安全点検表作成のベースとなる点検の観点](#)
- [3 安全点検表及び集計表の例（様式サンプル）](#)

サンプル1（学期ごとや月ごとの点検結果を蓄積して記録できる様式）

サンプル2（主に劣化の状況を具体的に把握し記録できる様式）

安全点検の方法の解説

- [1 解説の活用のしかた](#)
- [2 場所ごとの安全点検の方法の解説（解説映像付き）](#)
 - [・教室等の点検方法](#)
 - [・廊下・階段等の点検方法](#)
 - [・屋外・校地、屋外運動場、プールの点検方法](#)
 - [・屋内運動場の点検方法](#)

安全点検取組事例

- [1 専門家を活用した安全点検](#)
- [2 教職員の負担軽減に資する安全点検](#)
- [3 児童生徒等の視点を取り入れた安全点検](#)
- [4 地域や保護者等と連携した安全点検](#)
- [5 PDCAサイクルを生かした安全点検](#)
- [6 実効性のある安全点検の組織的な取組](#)

安全点検参考資料

- [1 安全点検に関する通知](#)
- [2 安全点検の参考となる資料](#)
- [3 安全点検要領の検討に関する会議](#)



安全点検要領について

1 安全点検要領の作成目的

近年、学校施設の老朽化に起因する安全面の不具合によるものや、定期及び日常の安全点検の徹底がなされていけば防げたであろう重大な事故が断続的に発生しています。

この安全点検要領は、学校及び学校の設置者の連携した安全点検体制の確立により、学校の施設・設備等に起因する事故を防止することをねらいに、学校における施設・設備の定期及び日常の安全点検等に関する標準的な手法及び、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用について、その考え方と先進事例等を示し、教職員の負担軽減も考慮しながら、学校現場等における質の高い実効性のある安全点検としていく参考となるよう作成したものです。

また、安全点検は、児童生徒等を守る安全管理として欠かせない取組であり、安全教育と相互に関連付けて組織的に行うことが重要であるため、児童生徒等への安全教育との関わり等を踏まえた学校安全の取組に資するものでもあります。

2 安全点検要領の構成

本要領の作成目的、構成及び、消費者安全調査委員会の学校における施設等による事故等の防止を図る意見を掲載。

学校が行う学校保健安全法に基づく定期・臨時・日常の安全点検の種類とその対象、頻度、方法も記載。

安全点検表（集計表含む）サンプルとその活用の解説を記載。各学校の実情に応じて編集が可能で、デジタル使用でき、集計も効率化できる。

質の高い実効性のある安全点検の参考となる専門家の活用や、教職員の負担軽減策、児童生徒や保護者等と連携等の先進的な取組事例を掲載。

学校における安全点検要領

この安全点検要領は、学校の施設・設備等に起因する事故を防止することをねらいに、学校現場等における質の高い実効性のある安全点検を実施するための参考となるよう、学校における施設・設備の定期や日常の安全点検に関する標準的な手法や、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用の考え方のほか、先進的な取組事例などを掲載しています。

【学校における安全点検要領パンフレット版】

【学校における安全点検要領全体版】

安全点検要領について

- 掲載ページ一覧
- 1 点検要領の作成目的
- 2 点検要領の構成
- 3 消費者安全調査委員会からの意見

安全点検実施の考え方

- 1 児童生徒等の安全を確保するための安全教育との一体的な取組
- 2 学校における安全点検のPDCAサイクル
- 3 安全点検の実施体制と実施の流れ（例）
- 4 改善措置と計画的な環境整備

安全点検の種類と対象

- 1 学校保健安全法施行規則に基づく安全点検（様式）
- 2 「日常的安全点検」の実施の考え方
- 3 学校における安全点検を行う訂案の考え方
- 4 点検の頻度と方法

事故等情報の共有

- 1 事故発生時のリスク（日本スポーツ振興センター・災害共済給付事例等を基に）
- 2 ヒヤリハット事例の活用

安全点検表の活用

- 1 安全点検表の作成にあたって
- 2 安全点検表作成のベースとなる点検の観点
- 3 安全点検表及び集計表（様式サンプル）

安全点検の方法の解説

- 1 解説の活用のしかた
- 2 場所ごとの安全点検の方法の解説（解説映像付き）

安全点検取組事例

- 1 専門家を活用した安全点検
- 2 教職員の負担軽減に資する安全点検
- 3 児童生徒等の参加を取り入れた安全点検
- 4 関係や保護者等と連携した安全点検
- 5 PDCAサイクルを年かちた安全点検
- 6 実効性のある安全点検の取組の取組

安全点検参考資料

- 1 安全点検に関する通知
- 2 安全点検の参考となる資料
- 3 安全点検要領の発行に関する会議

安全教育との一体的な取組、安全点検のPDCAサイクルや、学校の設置者等との連携による教職員の点検や専門家活用の考え方等を掲載。

安全点検の際に留意すべき事故発生のリスクを、日本スポーツ振興センターの災害共済給付事例を基に整理。ヒヤリハット事例の活用も掲載。

学校が安全点検を実施する際のポイントや留意点などを点検箇所ごとに解説。点検映像を視聴でき、点検実施時や校内研修にも活用が可能。

安全点検に関する通知や、安全点検の参考となる資料等を掲載。

○ 本安全点検要領は、学校施設の維持管理全般を対象としたものではなく、主に学校が学校保健安全法に基づく定期、臨時、日常の安全点検の実施を通じて、児童生徒等の事故防止につなげる観点から点検すべき内容を中心に整理したものです。

○ また、学校安全について組織的・計画的に地域等と連携し、実践・改善を継続するものとして認証された学校（セーフティプロモーションスクール）*の考え方を取り入れて作成しています。

*学校安全に関する指標（組織、方略、計画、実践、評価、改善、共有）に基づいて、学校安全の推進を目的とした中期目標・中期計画（3年間程度）を明確に設定し、その目標と計画を達成するための組織の整備とS-PDCASサイクルに基づく実践と協働、さらに分析による客観的な根拠に基づいた評価の共有が継続されていると認定された学校を認証する取組。

※本点検要領作成に当たり、「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成31年改訂版）、学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版・追補版）、「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書－学校の施設又は設備による事故等－」（令和5年3月消費者安全調査委員会）等を参考としており、写真等の一部も引用しています。

3 消費者安全調査委員会からの意見

「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書－学校の施設又は設備による事故等－」（令和5年3月3日）より抜粋

被害の発生又は拡大の防止を図るため、小中学生が被災した事故等のうち、主に学校の施設又は設備が原因で発生したと考えられる事故等について、公立の小中学校を中心に調査をした結果を踏まえた再発防止策

学校における施設又は設備による事故等の防止を図る上では、安全点検の手法の改善及び担い手の支援を行う必要がある。また、特に死亡事故の発生可能性のある箇所については、実効性のある緊急的な対策が必要である。

安全点検の改善

学校における施設又は設備による事故等の防止を図る上で、まず、安全点検の手法について、労働安全分野におけるリスクアセスメント等の知見を参考とした改善が必要である。また、安全点検の手法の改善だけでなく、教職員が行うべき業務、遊具や建築の専門家が行うべき業務、教職員以外にも可能な業務などについて考え方を明らかにすること、教職員が確認すべき学校安全に関する資料の精査（見直し、整理統合等）、外部人材活用の促進も必要である。

緊急的対策

安全点検の改善には、年単位の時間を要する可能性がある。しかし、調査で確認された小中学生が死亡する可能性のある施設及び設備については、教職員の負担に配慮しつつも直ちに対策を行う必要がある。

そこで、例えば①窓際の設置物



②固定されていない積み重ねた棚



などに限定した緊急の安全点検を行い、窓際の設置物は撤去する、積み重ねた棚は下ろす（撤去する）、固定するなどの対策が求められる。



安全点検実施の考え方

1 児童生徒等の安全を確保するための安全教育との一体的な取組

児童生徒等の安全を確保するために、学校安全計画に基づき、安全管理（施設等の安全点検を含む）と安全教育を両輪とした一体的な取組を進めることが必要です。また、効果的に取組を進めるために、関係者が安全に対する意識を高めることが重要です。



各教科

総合的な学習の時間
総合的な探究の時間

特別活動

- ・事故の未然防止、危機発生時の対処に関する学習
- ・児童生徒等の安全教育における危険箇所マップ作り 等

日常の学校生活での指導や個別指導

- ・過去の重大事故等の発生情報、校内のけがの情報、ヒヤリハット事例等を踏まえた事故防止に資する適時適切な安全指導 等



学校安全計画

(学校保健安全法第27条)

安全教育

組織活動

安全管理

- ・学校運営協議会や地域学校安全委員会、校内の学校安全委員会等での情報・対策共有
- ・校内における研修
- ・学校の設置者（教育委員会等）、保護者、地域住民、専門家等との連携による取組 等
(学校保健安全法第30条)

対人管理

心身の安全管理

- ・避難訓練等による児童生徒等の安全確保 等

生活や行動の安全管理

- ・過去の重大事故等の発生情報、校内のけがの発生情報、ヒヤリハット事例等の把握
- ・休み時間、各教科等の学習時間、特別活動（クラブ活動、学校行事等）の時間、学校給食の時間、清掃活動の時間の管理 等

対物管理

学校環境の安全管理

- ・安全点検の実施（校舎内外の施設設備の状態の変化、不審者侵入防止や自然災害等の発生の備えの観点等）
- ・危険箇所があった際の物理的対策と人による対策（立入禁止や使用禁止の措置等）
- ・学校の設置者による法定点検 等



コラム 「『事故発生の減少』に向けて」

生徒の事故発生を減少させるため、教職員による校内の施設設備の安全点検や研修、授業や校内の危険箇所マップ作成等の安全教育、保護者等と連携した安全点検等の充実に努めている学校（セーフティプロモーションスクール認証校）では、これらの取組を継続することで、年々、事故の発生件数の減少につながっています。

○学校安全に関する学校の設置者の責務（学校保健安全法第26条）

→学校安全に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性に鑑み、取組の一層の充実を図るため、その責務を法律上明確化。

○学校環境の安全の確保（学校保健安全法第28条）

→学校の施設・設備について、児童生徒等の安全確保の観点から支障がある場合に、校長等が遅滞なくその改善のための措置を講ずることを規定。

2 学校における安全点検のPDCAサイクル

安全点検の実施については、学校安全計画に位置付け、単に決まった項目を毎年点検するだけでなく、児童生徒等の安全教育と緊密に関わりを持ちながら、学校生活の環境内にある危険箇所、ヒヤリハット事例及び危険な環境条件等の「抽出」「分析」「管理」する取組等を、PDCAサイクルを確立して組織的に進めていくことが何より重要であり、学校全体で事故を防止していく必要があります。

危険箇所の抽出

- ・教職員、児童生徒等、保護者等から提供されるヒヤリハット事例などの情報
- ・過去の重大事故等の発生情報、保健室のけがの情報
- ・事故等に結び付く防犯、防災、事故防止等の環境条件

対応策等を反映

- ・評価・改善点等を踏まえた次年度の点検表や分析・管理の仕組みの改善(安全点検の箇所や観点、点検の方法、危険箇所への対応等)
- ・学校安全計画における安全教育の内容の見直し

危険箇所の管理

- ・物理的対策と人による対策(立入禁止や使用禁止の措置等)
- ・学校生活での指導へ反映
- ・設置者等との施設・設備の危険箇所、対策箇所等の情報共有、情報の蓄積、修繕
- ・設置者による改善計画の策定と対策を実施(予算の確保等含む)

見直し

安全点検計画
(安全点検表)の作成

協議・修正

点検*

改善

評価

児童生徒等や教職員から校内の危険と思われるヒヤリハット事例等の情報は、安全点検だけでなく、教科等における指導や学校生活の指導にも生かす。また、安全点検項目の設定に当たっては、ヒヤリハット事例、学校の実情に応じた使用頻度や使用状況等を加味し、必要に応じて使用禁止の措置を行うなど、学校全体で組織的に事故防止に取り組みましょう。

安全点検計画の作成

- ・学校安全計画への安全点検の位置付け
- ・安全点検表の作成
- ・校内の点検体制の確立
- ・重点確認箇所や前年度からの引き継ぎ事項の確認等

組織体制

- ・協議会・委員会等による組織的な取組の推進(学校運営協議会や地域学校安全委員会、校内の学校安全委員会等)
- ・事故情報等の共有

安全点検の実施*

- ・定期の安全点検(使用頻度等を踏まえ点検時期を設定するなどにより実施)
 - ・日常、臨時の安全点検
- ※必要に応じて、専門家、保護者、地域住民等の協力による点検を実施

*安全点検の実施体制は別に示す。

危険箇所の分析

- ・複数人での客観的な分析
- ・児童生徒等の行動を分析
- ・児童生徒等の安全教育における危険箇所マップ作り等



3 安全点検の実施体制

学校における安全点検は、「学校保健安全法施行規則第28条」及び、学校の設置者の安全点検実施計画に基づき、学校の設置者や、必要に応じ、専門家等と連携して取り組むことが求められます。※【参考】[安全点検の実施の流れ（例）](#)も参照

	役割	点検の内容・方法	点検を踏まえた対応
学校の設置者	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の管理者として責任をもって点検全般を実施 ●点検の目的や主体、時期、項目、方法等を定めた点検方針や点検実施計画等を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>建築基準法、消防法等に基づく法定点検</u>の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・学校設置者が行う点検には、学校の規模等により建築基準法第12条に基づく調査・点検の実施が必要である場合があり、この調査・点検は、建物の劣化状況について一級建築士等が実施するものであることから、その他の劣化に関する点検をこの点検と併せて実施するなどし、結果を活用 ●非構造部材の耐震化点検等 ●<u>必要に応じて、金属疲労・腐食・亀裂等の点検の専門性が必要とされるものは、専門家による専門的な見地からの点検を依頼</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ●点検結果を踏まえ危険性及び対策の必要性について検討した上で、改善計画（予算の確保等）を策定し対策を実施【極めて危険性が高いものは緊急性をもって優先的に対策する】 ●対策の必要性の判断が困難な場合や対策手法の選択が難しい場合があるため、必要に応じて専門家に依頼
学校	<ul style="list-style-type: none"> ●日頃の学習や活動において事故発生の要因となるものがないか、施設を日常的に使用する者として、施設・設備の異常（不具合）を早期に発見するための点検を実施 <p>複数の目で確認することで、異常にも気づきやすくなることから、学校の実情等を踏まえて、安全点検を行う体制を整備しましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●定期、臨時、日常の安全点検を実施 <u>（学校保健安全法施行規則に基づく安全点検（種類））を参照</u> ●危険箇所（児童生徒等の行動分析等含む）を踏まえ、主に目視により、危険な状態及び劣化等の状況について点検を実施 ●<u>目視等による点検で安全性の判断が困難な場合、又は設置場所や構造上の複雑さ、表面の塗装等により金属疲労・腐食・破損等の状態を正確に把握できない場合は、定期の安全点検だけでなく臨時に専門家による点検を依頼</u> ●<u>教師の負担軽減を考慮し、教師が行うのは授業等の業務に付随して行う日常点検の範囲にとどめるなど、組織的な安全点検体制により安全点検を実施</u> 【分担例（学校の規模等を踏まえ検討する）】 <ul style="list-style-type: none"> ・管理職・事務職員・学校用務員 ⇒安全点検計画作成、点検結果の集計等 ・教職員⇒定期の点検、授業等の業務に付随して行う日常点検を分担等 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の設置者へ点検結果の報告 ●点検結果により、事故発生の可能性のあるもののレイアウトの変更や簡易な固定など、学校で対応可能な対策については早期に実施

・学校における点検にあたっては、児童生徒等や保護者、地域住民、有識者、専門家等と連携した実施が考えられます。

【参考】[学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育、学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）](#)より

【参考】安全点検の実施の流れ（例）

方針の策定

学校の設置者

(点検の全体調整)

■点検方針の策定

(点検の目的・主体・方法・時期等の整理)

■安全点検実施計画の策定

(具体的な点検箇所、点検時期、手法等の検討)

(連絡・調整)

学校

■学校が実施する安全点検への反映を検討

■危険箇所（児童生徒等の行動分析等含む）を踏まえて、安全点検表の作成及び見直し

■（定期、臨時、日常）の安全点検の実施

●主に目視により点検を実施

・使用する施設・設備、用具等の安全の状態、児童生徒等の行動等を踏まえた危険な状態等

●次のような場合は専門家による点検を依頼

・目視等による点検で安全性の判断が困難
・金属疲労・腐食・破損等の状態を正確に把握できない

●教師の負担軽減を考慮し、授業等の業務に付随して行う日常点検の範囲にとどめるなど組織的な体制により点検を実施

結果の報告、
専門家の点検を依頼

学校の設置者

必要に応じて専門家に依頼

■学校の点検内容の把握

(非構造部材等、学校の状況を踏まえて、教育委員会用のチェックリストをアレンジ)

■学校の安全点検の結果の把握（必要に応じ、設置者による点検を実施）

■安全点検の実施

●建築基準法、消防法等に基づく法定点検

●非構造部材の耐震化点検等

●学校の安全点検だけでは、劣化、損傷等の状況を正確に把握できないものについては、学校からの報告も参考にしつつ、専門家による点検（外部委託含む）を定期的実施

点検の実施

学校

■対策の実施

※学校で対応可能なもの

(レイアウトの変更や簡易な固定など)

学校の設置者

必要に応じて専門家に依頼

■危険性及び対策の必要性について検討

■改善計画の策定、予算の確保

【危険性が高いものは緊急性をもって優先的に対策する】

■対策の実施

点検を踏まえた
対応

4 改善措置と計画的な環境整備

【改善措置】

施設設備の不備や危険箇所があった場合の改善措置を遅延なく行うことを促すため、以下のとおり、法的に定められています。

学校保健安全法（抜粋）

第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅延なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は、当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

安全点検により、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、学校及び学校の設置者は、以下のような危険物の除去、施設・設備の安全対策や修繕などの適切な措置を講じなければなりません。

危険箇所の明示（例）	立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更（例）	危険物の除去（例）	施設・設備の安全対策、修繕（例）
危険箇所である注意を掲示 	壁のコンクリートの一部が落下による付近の立入禁止措置 	窓側に造り付けられた傘立ての撤去 ←除去前  除去後→ 	←窓への手すりの設置  棚等を壁への固定→ 

大規模な改修を伴うなど校長が対応できない事項は、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図る必要があります。なお、安全点検の結果及び、補修・改修履歴等の安全管理に関する情報を設置者と学校が共有し、人事異動の際にも引き継ぐことが重要です。学校の設置者は、状況を確認の上、改善計画の策定と対策を実施（予算の確保等含む）し、極めて危険性が高いものは緊急性をもって優先的に対策するとともに、この安全管理に関する情報を、事故発生の防止の観点から、各学校等とも共有して安全点検に生かすことが重要です。

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」を参考に記載



コラム 「教育委員会が学校と点検結果を共有し、安全管理に努める取組」

宮城県白石市教育委員会では、「[学校施設・設備管理マニュアル](#)」を作成し、学校における安全点検結果の報告及び、臨時や日常の安全点検において危険等が発見された場合の対応等について、以下のとおり示しています。

(1) 定期的安全点検

- ① 各学校における点検表にて、担当者から管理職に報告する。
- ② 毎月 学校施設設備について安全点検を実施し 実施結果について教育委員会に報告。

(2) 臨時的安全点検及び日常の安全点検

臨時及び日常の安全点検の際、危険が生じる場所や施設、設備等が発見された場合は、直ちに「使用禁止」や「立入禁止」等の措置を取るとともに教育委員会に報告する。

【計画的な環境整備】

長年、廊下等に使用していない備品等がそのまま置かれていませんか？

例えば、廊下等に使用していない棚や、備品がそのまま置かれているケースなどがあります。定期や日常の安全点検等の機会に、それらの使用の有無を確認し、計画的に配置換えや撤去するなどの対応が必要です。そのまま放置することで、適正な避難経路の幅が確保されなかったり、地震等で倒れたりするなど、万が一の際に事故の発生や緊急時の避難に支障をきたすことも考えられます。

これらの取組により、必要があれば、学校の設置者に報告し、改善等の対応を検討していくことも必要です。そのため、各学校においては、計画的な環境整備に努めていきましょう。

コラム 「廊下の通行や火災等の避難の際に支障が生じないように、適正な廊下のスペースを確保」

廊下の通行や火災等の避難の際に支障が生じないように、図書室前の廊下に置いていた掲示板やいつでも読めるようにしていた雑誌を置いた棚を、図書室内にスペースを確保して移動する配置換えをし、必要な廊下幅の避難経路を確保している。

配置換え前



配置換え後



廊下の幅は、「建築基準法施行令第119条」において、次の数値以上としなければならないと定められています。
両側に居室がある場合：2.3m
その他の場合：1.8m

※廊下の幅は、柱や手すりがある場合はその内寸法となります。

注意) 窓際に足掛かりとなる机等を置いている場合は、転落を防止するため、手すりの設置、開閉制限策等の対策を施すことが重要です。特に、2階以上の廊下等の窓には、落下防止策を講ずるとともに、足掛かりとなる机等を置かないよう留意しましょう。



安全点検の種類と対象

1 学校保健安全法施行規則に基づく安全点検（種類）

安全点検の対象である学校環境は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、自然災害等により劇的に変化することがあり、また、日々劣化も進み、ときには、児童生徒等の行動によって事故に結びつくものもあります。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見過ごされる可能性があります。

安全点検について、定期、臨時、日常の実施が、以下のとおり定められています。

学校保健安全法施行規則（抜粋）

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

第二十九条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な安全点検を行い、環境の安全確保に努めなければならない。

安全点検の種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する 施設・設備及び防火、 防災、防犯に関する設 備などについて	毎学期1回以上、幼児、 児童、生徒又は学生が通 常使用する施設及び設備 の異常の有無について系 統的に行わなければならない（規則28条第1項）
	毎月1回 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用 すると思われる校地、 運動場、教室、特別教室、 廊下、昇降口、ベランダ、 階段、便所、手洗い場、 給食室、屋上など	明確な規定はないが、各 学校の実情に応じて、上 記（規則28条第1項）に 準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸 会や文化祭、展覧会など の学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣で の火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれの ある犯罪（侵入や放火 など）の発生時など	必要に応じて点検項目 を設定	必要があるときは、臨時 に、安全点検を行う（規 則28条第2項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く 活動を行うと思われる 箇所について	設備等について日常的な 点検を行い、環境の安全 の確保を図らなければな らない（規則29条）

■ 定期の安全点検では、児童生徒等が使用する施設・設備、多く使用する教室等の場所など、使用頻度や児童生徒等の活動の状況などを踏まえ、点検の対象及び点検の時期を設定する必要があります。

■ 臨時の安全点検については、改修により施設及び設備の状況が変化した場合や突発的に必要となる場合もあるので、実施すべき状況やその方法等について事前に検討しておく必要があります。

■ 日常の安全点検は、児童生徒等の学習活動や学校生活に伴って、常に行われる必要があります。普段の各教科等の学習時間や特別活動の活動を行う上で、学習・活動前に、場所、時刻、時間等に無理や危険はないか。また、日常の使用等により、変化するものもあるため、使用する施設・設備、用具等が安全な状態にあるかを確認することが必要です。

※ 点検の実施に当たっては、学校安全担当職員だけでなく、学校全体で組織的かつ計画的に行う必要があります。

※規則における「他の法令」とは、例えば建築基準法（昭和25年法律第201号）や消防法（昭和23年法律第186号）等の安全管理に係る法令に基づくものが想定されています。【参考資料1】参照



2 「日常の安全点検」の実施の考え方



■ 「日常の安全点検」で教職員が確認する重要なポイント

- ① 児童生徒等の行動の様子
- ② 物の移動などを含む状況の変化
- ③ 機器・設備等の劣化や損傷（主に授業等で頻繁に使用するもの）



事故とは、①行動、②その時々状況、③環境の状態との組み合わせによって起きるものです。児童生徒等の目線に立って、確認していくことが重要です。

■ ポイントの詳細

ポイント	①児童生徒等の行動の様子	②物の移動などを含む状況の変化	③機器・設備等の劣化や損傷（主に授業等で頻繁に使用するもの）
視点	・児童生徒等の行動が事故につながるか。	・活動場所等において危険に繋がる変化がないか。	・使用する機器・設備、用具等が安全な状態にあるか。
重大事故(例)	 <ul style="list-style-type: none"> ・窓際にある足掛かりとなる設置物に上り、窓枠に腰かけた際に窓が開いているのに気付かずに転落。 ・渡り廊下での走り込みの際、止まれずにドアの強化ガラスに突っ込む。 	 <ul style="list-style-type: none"> ・体育祭の準備で、立てかけてあった長机3卓が倒れ、頭部に落下。 ・校庭に長年の放置されていたくぎにより、転倒した際に負傷。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動でバッティングマシンの球のコース調整時、ねじ式の棒がはずれ、機械上部が落下し、指を切断。 ・農業の授業時、わら切り機で作業中、機械奥に詰まった草を取る際、手を機械の中に入れてしまい指の一部を切断。

「日常の安全点検」の実施に当たっては、このような重大事故の事例や校内等でのヒヤリハット事例を教職員間で共有し、各学校等における児童生徒等の発達の段階や環境等を踏まえて、「日常の安全点検」の項目として設定し、事故防止に生かすことが重要です。

重大事故の事例等については、以下を参照するなど、各学校園における「日常の安全点検」に生かしてください。

- ・ [事故等情報の共有 1 事故発生リスク（日本スポーツ振興センターの災害共済給付事例等を基に）](#)
- ・ [安全点検の方法の解説 各解説内の事故発生リスク](#)
- ・ [全国の重大事故、自校のけがの発生状況、ヒヤリハット事例を対象項目に生かす 事故等情報の共有 2 ヒヤリハット事例の活用](#)

また、「日常の安全点検」において確認された児童生徒等の危険な行動や、事故発生につながる危険な状況の変化等を見つけた際には、その危険物の除去のほか、児童生徒等への指導や注意喚起とともに、教職員間でも共有し事故の防止に努めることが重要です。

さらに、教職員は、日頃の授業等における指導方法で事故につながりうるものがないかを確認することも事故防止には重要な取組です。

3 学校における安全点検を行う対象の考え方

安全点検は、児童生徒等の多様な行動から起こる危険や日常の中で変化していく危険を把握することが重要です。

これまで、「窓際にある足掛かりとなる設置物に上り、窓枠に腰かけた際に窓が開いているのに気付かず落下した事案」や、「サッカーのゴールポストにぶら下がったところゴールポストが倒れ込んできた事案」、「ステージに立てかけてあった長机が倒れてきて生徒の頭部に当たる事案」など、児童生徒等の死亡や重篤な事故などの大変痛ましい事案が発生しています。

これらの事故は、単に施設・設備の劣化や破損状況を確認する安全点検だけでは防げるものではなく、**日常の安全点検をはじめとして、児童生徒等の多様な行動から起こる危険や日常の中で変化していく危険を把握し、必要な対策を講じ、安全確保及び安全性を維持することが重要です。**

以下には、安全点検を行う対象を考える上で必要な点を記載しています。

学校における安全点検を行う対象や項目の設定では、

①事故等の発生可能性が高いものはないか。

(全国で発生した重大事故、事故のけがの発生状況、児童生徒等や教職員からのヒヤリハット事例、各学校における環境や地域の実情、学校種の特性 など)

②使用中で、事故等のリスクのある状態のものはないか。

(施設・設備等の使用頻度、児童生徒等の多様な行動の分析及び、活動の状況等に応じて変化するもの など)

③破損や経年劣化するものはないか。

を考慮する必要があります。

全国の重大事故、自校のけがの発生状況、ヒヤリハット事例を対象項目に生かす

安全点検を行う対象を考える際には、全国、地域、あるいは各学校における**過去の事故統計や事故事例を分析し事故の発生状況を把握するとともに、自校の児童生徒等の多様な行動などの実態、児童生徒等や教職員からの危険と思われるヒヤリハットの情報を確実に把握して考慮することが重要です。**

【情報の収集例】

- ①国内等の事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの事故統計や事故事例等
- ②児童生徒等による危険箇所マップ
- ③健康観察や保健室来室状況等の記録
- ④運動や遊びなどの活動内容、活動場所等の実態調査、学級日誌、委員会活動及びクラブ活動等の記録、教職員による行動観察
- ⑤児童生徒等及び教職員からの危険と思われる箇所等のヒヤリハット情報の申し出 など

* 上記の「情報の収集例」で示す観点や方法については、教職員間で共通理解を図っておく必要があります。



※詳細は【IV 事故等情報の共有】内を参照

①国内等の事故⇒【[1 事故発生のリスク（日本スポーツ振興センターの災害共済給付事例を基に）](#)】

⑤ヒヤリハット⇒【[2 ヒヤリハット事例の活用のしかた](#)】



コラム 「保健室の来室記録を安全点検に生かした取組」

教室の壁から出ている「針が折れた画鋲」で、頭を切り、保健室に来室した生徒がいました。幸い、深い傷ではありませんでしたが、一步間違えれば重大な事故につながりかねないため、教職員の打ち合わせの際に、養護教諭から全教職員に対して、事故の状況を説明しました。このことを受け、学校として、教室や廊下等の壁に「針が折れた画鋲」が突き出したままになっていないか、あった場合は除去することを確認し、新たに安全点検の項目に盛り込み、全教職員の理解のもと、安全管理に努めています。

安全点検を行う対象の検討に当たっては、以下の点も参考にしましょう。

上述の全国の重大事故、自校のけがの発生状況、ヒヤリハット事例に加え、以下に、「安全管理の対象」のほか、それぞれの時間の特徴に応じて、児童生徒等の活動や遊びの中での危険性にも触れた「学校生活上の観点」、「不審者侵入防止の観点」、「自然災害等の発生に備えた観点」を示していますので、安全点検を行う対象の検討に当たって参考としてください。

また、これらの観点は、「日常の安全点検」を行う際の観点の一例にもなります。

さらに、[【参考資料2】](#)には、定期や日常の安全点検で行う具体の対象や項目を示しています。それに限定することなく、上述の取組等を踏まえて、各学校等における状況を十分に考慮し、定期や日常の安全点検を行う対象や項目の検討を行いましょう。

■ 安全管理の対象

対象	場所	留意点
校舎内・園舎内	教室（保育室）、廊下、階段、トイレ、特別教室、体育館（遊戯室）等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の学校生活の中で最も多く使用される場所であり、状態の変化には特に留意が必要です。 ・寮や寄宿舎については、校舎内等の安全管理に準じて行いましょう。 ・校舎の改修工事等に伴い、仮設の教室等が設置される場合は、仮設の教室等を対象とし、その状況を踏まえて、点検項目を設置する必要があります。
校舎外・園舎外	運動場・園庭等、体育施設、運動用具等の倉庫、プール、足洗い場等	<ul style="list-style-type: none"> ・外部環境や一般の者との接点が多いものであることに留意が必要です。



■学校生活上の観点

対象	観点
休み時間 (始業前の 特定時間、 業間の休み 時間、昼の 休み時間、 放課後等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校舎内で活動している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上や階段、廊下や教室の施設そのものに不備や危険はないか。 ・ 校舎内での施設の利用や児童生徒等の行動に危険はないか。 ・ 庇や天窓に乗ったり、窓から不用意に体を乗り出したりするなど危険な行動をしていないか。 ○ 運動場、体育館等で活動している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動や遊びをしている者と他の者との間に危険はないか。 ・ 運動や遊びの種類と場所に危険はないか。 ・ 休み時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動に危険はないか。 ・ 人目につきにくいところで運動や遊びをしている者に危険はないか。 ・ 新しく児童生徒等の間に流行している遊びで安全上の問題となるものはないか。 ○ 運動場、体育館等で遊具や固定施設、移動施設を利用している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊具、固定施設そのものについて不備や危険はないか。 ・ 利用している者の行動、利用の仕方について無理はないか。また、固定施設の近くにいる者に危険はないか。 
各教科等の 学習時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 始業前や授業前に、児童生徒等の心身の状態の把握、服装、学習中に予想される危険に対する配慮がなされているか。 ○ 施設、用具、教材・教具等が整備され、その扱い方が児童生徒等によく理解され、利用の仕方に危険はないか。 ○ 情緒不安傾向の児童生徒等、特に、注意を要する者に対する適切な個別的配慮がなされているか。
特別活動 (クラブ活 動等、学校 行事)の活 動時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参加する人員は完全に確認されているか。 ○ 活動をしている者同士の間で危険、異なった学年の児童生徒等による共通の活動であるための無理や危険がないか。 ○ 場所、時刻、時間等に無理や危険はないか。用具や使用施設・設備の安全の状態が確認されているか。 ○ 参加する者の健康状態が十分把握され、活動状況に危険はないか。 
学校給食の 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食の配膳室の窓口前に危険はないか。また、食缶、食器等の受渡しの方法等に危険はないか。 ○ 食事や食器を運搬する方法、運搬する通路などに危険はないか。 ○ 食事を配膳するときの取扱いに危険はないか。
清掃活動等 作業時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道具や用具が正しく安全に利用され、また作業時等の服装が適切なものであるか。 ○ 肥料や薬剤の取扱いが安全になされているか。 ○ 作業している場所及びその周辺に危険はないか。 ○ 作業活動が周辺の者に危険を及ぼすことはないか。 

■不審者侵入防止の観点

学校への不審者侵入防止の観点から、①校門、②校門から校舎への入口まで、③校舎への入口という3段階のチェック体制を確立し、対策を講じる必要があるとしており、以下のような不審者侵入防止対策の状況を点検する必要があります。

想定される点検の観点	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ●校門、囲障、外灯、校舎の窓、出入口等の破損、錠の点検・補修、警報装置や防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検 ●死角の原因となる立木等の障害物の有無 ●学校への来訪者の案内・指示・誘導及び、敷地や校舎への入口等の管理の状況、入口や受付の明示の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●点検等の結果も踏まえ、必要に応じ、以下の点を検討、及び対策を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性などについても検討する。 ・来訪者への声掛けや名札等による識別、教職員やボランティア等による校舎内外の巡回などについて検討し、必要な対策を実施する。 ●学校施設の開放時は、開放部分と非開放部分とを明確な区分及び不審者等の侵入防止策（進入禁止場所の明示や施錠等）



■自然災害等の発生に備えた観点

自然災害等発生に備えた観点から、火災や地震、火山活動などの災害発生時の避難に関する事項及び地震等への備えに関する事項等を点検する必要があります。

想定される点検の観点	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ●避難経路や防災施設等の周辺に障害物を置かないこと、避難器具の点検、設備や器具等の転倒・落下防止、発火しやすい薬品等の安全な保管の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●一方、防災に関する施設や設備については、誤作動によるけがなど、日常の安全性の観点からの安全管理も必要である。防火扉、防火シャッターについては定期点検、取扱いの注意等を徹底する必要がある

4 点検の頻度と方法

学校における定期や日常の安全点検の「頻度の目安」と「方法」について示しています。

日頃の学習や活動において、児童生徒等の行動等から事故発生の要因となるものがないか、施設を日常的に使用する者として、施設・設備の異常（不具合）を早期に発見する観点から、安全点検を実施してください。その際、児童生徒等が毎日使用しているものは劣化や破損等につながりやすいものがあるため、児童生徒等における使用状況等を考慮して点検する頻度を増やすなどの対応が必要であることに留意が必要です。また、教職員が行う点検は主に目視ですが、点検する対象によっては、異常がないか触れたり、動かしてみたりなどの触診等を行います。

安全点検の実施に当たっては、【2 学校における安全点検を行う対象の考え方】及び、以下を踏まて、学校独自の安全点検表を作成します。その際、【安全点検表の活用 2 安全点検表作成のベースとなる点検の観点】を参考にしてください。なお、「日常の安全点検」については、【2 「日常の安全点検」の実施の考え方】を参考にしてください。

【点検の頻度等】

① 家具・用具の使い方等点検

（内容例）窓際に足掛かりとなる設置物を置いていないかなど、死亡や重篤な事故につながることが多い器具や用具等も含めた日常の使い方、児童生徒等の事故につながる危険な行動等を点検します。

なお、必要に応じて、事故防止の重要性に鑑み、毎月の点検において実施することも考えられます。

（頻度の目安）日常的に実施

② 非構造部材等の劣化点検

（内容例）経年により錆やひび割れなどが発生し、耐震性能の低下や破損が進むものもあるため、異常箇所の発見及びその進行状況について定期的に点検します。

（頻度の目安）学期に1回程度実施

③ 家具等の耐震性点検

（内容例）身の回りの家具、設備等について、壁に固定するなど等の転倒・落下防止対策がとられているか点検します。

（頻度の目安）年に1回程度実施

※学期や年に1回程度の点検としているものでも、日常的に児童生徒等や教職員が使用するものなどは状況が変化しやすいため、使用する機会が多いものは、点検する頻度を増やすなど、各学校等の状況を踏まえて設定しましょう。

【点検の方法】 ※詳細は、【安全点検の方法の解説】を参照

① 目視：点検者が肉眼等で、ゆがみ、亀裂、摩耗、腐食、異物等の有無の確認する方法

② 触診等：部材に異常がないかを、部材に触れる、動かすなどして確認する方法

- ・揺り動かし、接触部分や地下部分の緩み、ぐらつき等の固定不良の有無
- ・ぶら下がる、押す、引く、ねじる等の力を加え、耐力の状況を確認
- ・回転部分の油ぎれ、摩擦等による作動の偏りを点検

【建築基準法に基づく法定点検の実施について】

建築基準法に基づく定期点検の制度では、学校設置者の別や学校施設の所在地を所管する特定行政庁が学校を定期点検の対象に指定しているかどうかによって、義務付けられる点検等の有無や内容が区分されています。

学校設置者	特定行政庁が学校を定期点検の対象に		点検等の内容	点検等の時期
	指定している	指定していない		
・都道府県又は建築主事を置く市町村が所有・管理する公立学校	定期点検の実施義務		建築物の劣化・損傷の状況の点検	3年以内毎
・国立学校 ・私立学校 ・上記以外の公立学校	定期調査の実施及び特定行政庁への報告義務	義務なし 〔有資格者による定期点検の実施を要請〕	建築物の劣化・損傷の状況及び基準への適合性等の点検・調査	3年以内毎で特定行政庁が定める時期

子供たちの安全を守るために-学校設置者のための維持管理手引- (平成28年3月)

※ 建築基準法第8条第1項の規定により、直接的に点検の実施義務がない場合であっても、全ての学校設置者に対して、建物を常時適法な状態に維持するよう努力義務が課されていること等から、文部科学省では、点検の実施義務がない学校設置者に対しても、建築基準法や関係告示を参考に有資格者による専門的な点検を定期に実施するよう要請している（平成27年10月30日付け27文科施第375号「学校施設の維持管理の徹底について（通知）」）

【消防法に基づく法定点検の実施について】

消防法に基づく定期点検の制度では、全ての学校の設置者に対して、消防設備の種類に応じて6ヶ月～1年以内毎に点検し、3年毎に消防庁又は消防署長への報告を行うことが義務づけられています。

【参考資料2】

安全管理の対象と項目の例【校舎内・園舎内】

対 象	項 目	対 象	項 目
教室・保育室	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具の破損、整理状態 ・エアコン等による温度管理（熱中症等予防のため） ・電源や電気製品等の安全 ・床や腰板の状態（滑りやすさ、破損など） ・くぎやびょうなどの突起物 ・教室の窓枠・ガラス等の破損 ・窓からの転落の危険性（構造上の問題として）、足がかりの有無 ・出入口の扉における危険の有無 ・戸棚、ロッカーの転倒・移動防止の有無 ・机、戸棚、その他の備品の配置 ・机、いすの破損 ・施錠、錠の故障の有無 ・ピアノの固定状態、蓋の開閉状態 など <p>※よく使われるので、状態の変化に留意する。 ※地震による転倒防止は、「防犯（不審者侵入防止）、防災」を参照。</p>	校舎・園舎等の外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎等の外壁や庇の亀裂や剥落の危険性 ・表面仕上げ材の浮きや剥落の危険性 ・雨どいの破損 など
廊下、テラス、階段、昇降口、ベランダ、非常階段	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下の窓枠・ガラス等の破損 ・フェンスの破損や劣化 ・廊下、階段、昇降口やベランダなどの不要物品の有無 ・雨天時の滑りやすさ ・飛び出しや衝突しやすい場所での注意 ・廊下の手洗い台の窓の開閉の確認 ・AEDのバッテリー等、使用可能の確認 など <p>※よく使われるので、状態の変化に留意する。 ※多数の児童生徒等が同時に使用することによる危険性や、周囲の危険物の有無にも留意する。</p>	特別教室など （理科室、技術室、家庭科室、美術室、パソコンルーム、保健室、図書室）	<ul style="list-style-type: none"> ・実験用、実習用の薬品や危険物の保管・管理・廃棄方法 ・エアコン等による温度管理（熱中症等予防のため） ・保健室の薬品の保管・管理・廃棄方法 ・ガス、火気（バーナー）などの安全装置の作動性 ・危険標識等の整備 ・刃物類の管理 ・ガラス片の散乱等 ・出入口の施錠 ・災害用備蓄物の管理 ・パソコン利用に関わる情報の管理 ・電源や電気製品等の安全と保守点検の仕方 ・図書室の本棚や窓からの転落の予防措置 など <p>※一般教室に準じた安全管理にも留意する。</p>
便所、水飲み場	<ul style="list-style-type: none"> ・滑りやすさ（水飲み場、洗口場、手洗い場など） ・ドアの開閉、水飲み場の高さ など 	体育館・遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館の天井のひび割れや照明器具の変形等の異常 ・エアコン等による温度管理（熱中症等予防のため） ・床板や壁面（ステージを含む）の破損 ・電源等の安全 ・体育施設や体育用具の破損や劣化 ・机、テーブル、いすなど備品の破損 ・大型遊具、楽器等の整理状態 ・ピアノの安全管理（固定状態、蓋の開閉状態など） ・取付け口や固定口の破損や劣化 ・時計、照明器具、スピーカー等の落下防止 など
屋上、バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・フェンスの高さ、足がかりの有無 ・床やフェンス、トップライト（天窗）などの破損や劣化・出入口の施錠 など <p>※使用状況に応じて管理する。</p>	校舎・園舎等の外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎等の外壁や庇の亀裂や剥落の危険性 ・表面仕上げ材の浮きや剥落の危険性 ・雨どいの破損 など
学校給食の調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や設備等の危険性（事故防止、火災防止などの観点から） ・エアコン等による温度管理（熱中症等予防のため） ・電源や電気製品・ガスなどの安全 など <p>※衛生管理担当者と連携して行う。</p>		

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」を参考に記載

[参考資料 2]

安全管理の対象と項目の例【校舎外・園舎外】

対 象	項 目
校地、園庭、運動場等	<ul style="list-style-type: none"> ・砂場における危険物の有無 ・校門等の施錠、錠の故障の有無、かぎの管理 ・地面の勾配や凹凸 ・地面の排水状態 ・危険物（ガラス、石、くぎなど）の有無 ・ブロック塀、フェンスや外壁（特にブロック塀）と、その支柱やひびの破損や劣化 ・部外者や動物の進入の有無 ・植生（目の高さの枝） など <p>※児童生徒等が最も活発に活動を行い、休み時間、クラブ活動など自由に遊べる場所であることに留意する。</p>
遊具、体育等の固定施設・移動施設	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具・固定施設：鉄棒、ブランコ、滑り台、ジャングルジム、バックネット、防球ネットやその支柱などの破損や劣化、周囲の状態、設置状態、掲揚塔の破損や劣化など ・移動施設：サッカー、バスケットボール、ハンドボールなどのゴールポストの固定の状態、テント、展示物の破損や劣化、風雨等の自然環境の影響 ・突起物・突出物への配慮 など <p>※移動施設は、移動後の固定状況についても点検する。 ※「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」（国土交通省）を参考。</p>
運動用具等の倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫や用具室の整理・整とん ・倉庫の施錠、錠の故障、かぎの管理 ・石灰の保管状況や取扱い方 ・用器具等の保管状況や利用法 ・児童生徒等の出入りの管理 など <p>※用具の撤収や収納の際のけがにも留意する。 ※石灰による角膜損傷や目につきにくい倉庫内でのけがにも留意する。</p>

対 象	項 目
プール	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化・消毒装置、シャワーなどの作動性 ・浄化・消毒装置、シャワーなどの利用法 ・プールへの危険物や異物などの混入 ・プールの排（環）水口の蓋等の固定 ・プールサイドやプール周辺の危険性（床面の熱さや滑りやすさ） ・出入口等の施錠 ・プールの消毒薬の保管状況や取扱い方 ・連絡用電話の接続状況 など
足洗い場	<ul style="list-style-type: none"> ・洗い場における危険物の有無 ・周囲における障害物の有無 ・滑りやすさ ・排水状態 など <p>※多数の児童生徒等が同時に使用することによる危険性に留意する。</p>
農場、飼育場	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の壁、板面の破損や劣化 ・柵やフェンスの破損や劣化 ・農機具等の整備 ・飼育場や倉庫の整理・整とん ・出入口等の施錠 など



[参考資料 2]

安全管理の対象と項目の例【学校生活上】

■ 休み時間

対象	項目
校舎内での活動	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具や施設の安全な利用法 ・遊び等における行動の危険性 ・児童生徒等が使っている道具や遊具等の危険性 ・（禁止されている物や危険な物の使用）など
運動場・園庭、体育館等での活動全般	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育動物の安全な扱い方 ・光化学スモッグや熱中症等の予防 ・運動や遊びの種類と場所の危険性 ・球技場所の制限 ・運動や遊びをしている児童生徒等と他の児童生徒等との間の危険性 ・休み時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動 ・人目につきにくい場所での児童生徒等の行動 ・新しく流行している遊びの危険性 ・危険な動物・植物（うるし等）への注意 など
運動場・園庭、体育館等での固定施設・移動施設の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の仕方の危険性（無理な利用、誤った利用） ・固定施設や移動施設の近くにいる児童生徒等の危険性 など

■ 各教科等の学習時間

対象	項目
始業前・学習前	<ul style="list-style-type: none"> ・学習中に予想される危険に対する準備（予防策、発生時の対処策、児童生徒等への周知）など
施設・用具などの使用	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、用具、教材・教具の整備 ・施設や用具等の扱い方に関する児童生徒等の理解 ・施設や用具等の扱い方における危険性 ・電源や電気製品等の安全など
個別的配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・使用法の習熟に懸念のある児童生徒等の把握など

■ 校外活動・園外保育、クラブ活動等・学校行事の活動等

対象	項目
状況に応じた安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の場所、時刻・時間等における無理や危険性 ・児童生徒等の心身の健康状態の把握 ・自然環境の状態の把握（天候、温度、湿度、明るさ等：傷害防止及び光化学スモッグによる健康被害や熱中症の防止の観点から） ・活動している児童生徒等同士間の危険性 など

■ 学校給食の時間

対象	項目
準備時	<ul style="list-style-type: none"> ・検食による異物等の確認 ・アレルギー対応の確認（名前と除去食・代替品） ・食物アレルギーについての情報共有 ・給食当番の服装 など
調理室からの受け渡し時	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室の窓口前における危険の有無など ・アレルギー対応の確認（名前と除去食・代替品） ・食缶、食器の受渡し、コンテナ移動などの際の危険の有無 など
運搬時	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬の方法における危険の有無 ・運搬の経路における危険の有無 など



■ 清掃活動等の作業時

対象	項目
作業者の行動など	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びやふざけ等の危険な行動の有無 ・道具や用具の使い方（洗剤なども） ・作業時の服装 ・肥料や薬剤の扱い方（換気なども含む） ・作業の方法や手順などにおける危険の有無 など
場や周囲との関連	<ul style="list-style-type: none"> ・作業している場所及びその周辺の危険性の有無 ・作業している児童生徒等同士間の危険性 など



安全管理の対象と項目の例【防犯（不審者侵入防止）、防災】

■防犯（不審者侵入防止）

■防災

対 象	項 目
日常の安全確保	<p>〔来訪者の確認〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校への来訪者の案内・指示、誘導、入口や受付の明示 敷地や校舎への入口等の管理 来訪者への声かけや名札等による識別 など <p>〔学校施設面における安全確保〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 校門、囲障、外灯、校舎の窓・出入口等の破損、施錠の状況の点検・補修 警報装置、防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡・通報体制の整備 電源や電気製品等の安全 死角の原因となる立木等の障害物の有無、隣接建物等からの侵入の可能性の確認と対策の実施 など <p>〔安全に配慮した学校開放〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 開放部分と非開放部分との区別の明確化と不審者の侵入防止策（施錠等）の実施 など



対 象	項 目
避難関連事項	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路における障害物の有無 防火用水、消火器、消火栓、防火シャッター、防火用扉などの作動性 防災施設や設備等の周辺の障害物の有無 自動火災報知設備や緊急放送設備などの作動性 通電火災等を防止するため避難時に操作するブレーカーの位置の確認 避難器具の点検 非常口の明示 発火しやすい薬品や灯油の安全な保管 災害の状況、避難方法、避難経路等に関する関係機関との連絡体制、連絡機能 停電時の備え（ラジオ、メガホン等） など <p>※防火用水での水の事故、防火用扉・防火シャッターの誤動作などの危険性に留意する。</p> <p>※教職員が設備や器具を操作できるようにする。必要時には、点検等に校外の専門家・団体に、協力を求める。</p>
転倒、落下等の防止	<ul style="list-style-type: none"> 戸棚、テレビ、パソコン、ピアノ、工作機械、実験器具、時計、掲示物、置物 など 廊下：棚、掲示物、額 など <p>※施設や器具等の転倒・落下防止のための固定状況に留意する。</p>



避難口の支障



固定されていない積み重ねられた棚



事故等情報の共有

1 事故発生のリスク分析（日本スポーツ振興センターの災害共済給付事例等を基に）

学校において事故の発生を防止するために、[【安全点検の種類と対象 2（1）事故の発生状況や原因・関連要因等の把握】](#)で記載しているとおり、過去の事故統計や事故事例を分析し、施設・設備等に起因する事故の発生状況やリスクを把握して、自校の安全点検に生かすとともに、教職員間で共有することが重要です。

ここでは、事故発生のリスクを学校における安全点検に生かせるよう、[日本スポーツ振興センターの「学校等事故事例検索データベース」](#)に公開している死亡・障害事例（平成17年度から令和5年2月1日時点）から、学校施設・設備が起因する事故をリストアップし、分析した情報を掲載しています。

なお、各学校においては、最近の事故の発生情報などを安全点検にも生かせるよう、適宜、[日本スポーツ振興センターの「学校等事故事例検索データベース」](#)や、[文部科学省学校安全ポータルサイトの「事故情報の共有・注意喚起」](#)を活用いただき、事故防止に役立ててください。また、特定教育・保育施設等における重大事故等については、[こども家庭庁「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」](#)にも集約・公表されています。

【事故等情報の分析にあたって】

■**対象**：日本スポーツ振興センターの「学校等事故事例検索データベース」（平成17年度から令和5年2月1日時点）までの死亡・障害事例である

「死亡見舞金」、「障害見舞金」、「供花料」、「歯牙欠損見舞金」

のうち、発生場所が「学校外（園外）」及び、災害発生時の状況が「学校管理下の出来事」である死亡・障害事例を除く6、193件を対象として検索し、分析した。

■**対象とする学校種**：災害共済給付の対象となる学校等

幼稚園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、認定こども園 等

■**分析の対象とした事故種**（以下の各事故種をクリックすると閲覧が可能です）

- [【窓からの転落・落下事故】](#)（「窓」、「転落」、「落下」をキーワードとして検索したデータを分析）
- [【設置物等の転倒・落下事故】](#)（「転倒」、「落下」をキーワードとして検索したデータを分析）
- [【設置物等に挟まれた事故】](#)（「挟まる」をキーワードとして検索したデータを分析）
- [【設置物等により切ったり、刺さったりした事故】](#)（「切る」、「フック」をキーワードとして検索したデータを分析）

注）各事故種は、キーワードにより検索したため、重複する事例がある。

■**分析した内容**：事故種ごとに、「場所」、「場面」、「原因」、「発生の状況」等から、安全点検の際に留意すべき事項を分析した。



窓からの転落・落下事故

窓際での遊びや、窓の清掃中、窓が開いていることに気付かず落下する事故が多い

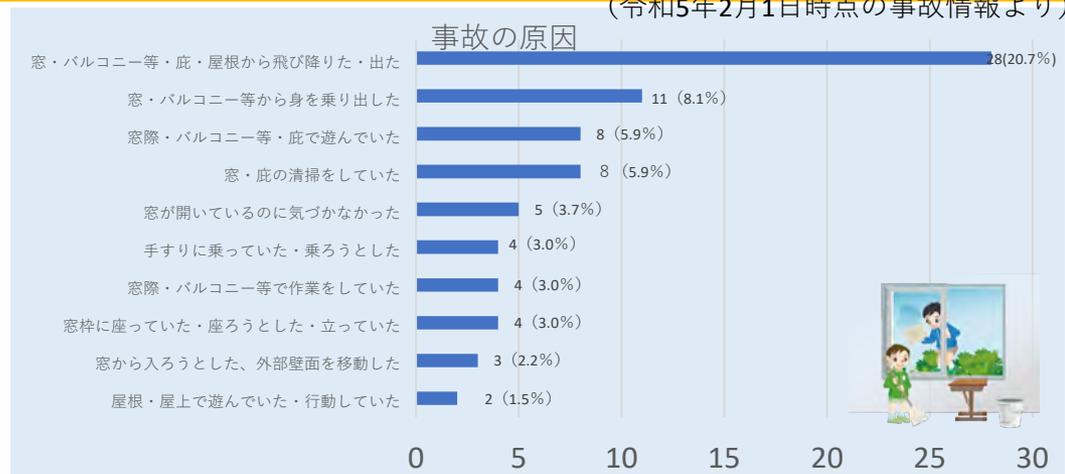
(令和5年2月1日時点の事故情報より)

Q 事故発生が多かった場所は？

- 1 教室（保育室）
- 2 廊下
- 3 階段

Q 事故発生が多かった場面は？

- 1 休憩時間中
- 2 清掃時間中
- 3 部活動中



主な発生の状況（概要のみ）

- 3階図書室で窓の下部にあった本棚に上がり、開いていた窓の窓枠に室外を背に座るなどしていた直後に転落した。
- 昼食時休憩時間中、3階の教室でカーテンがかかった窓辺に座って友人と話していた際、窓が開いていることに気付かず寄りかかろうとして、そのまま中庭に転落した。
- 1. 8mの高さにある窓の鍵を開けるため、2階廊下の窓際に置いてあった金属製の用具入れに乗って窓を開け、降りる際、バランスを崩して後ろ向きに転倒し、1階中庭通路（コンクリート）に転落した。
- 昼休みの清掃準備のため3階の教室のうしろに下げてあった机の上を歩いていた際、下をのぞこうと手すりを持ったが、手が滑り、開いていた窓から転落した。
- 部活動中、4階中央廊下で換気のため、窓開け作業をしていた。窓辺に立った際、庇にピンポン球が1個あるのに気づき、それを取りにいこうと窓枠を越えて庇に出ようとした瞬間、バランスを崩し約10m下の駐車場の屋根に転落した。

事故情報から得られる安全点検の留意点【 は、日常の安全点検の重要なポイント】

- ★ 日常及び定期の安全点検において、教室や廊下等の窓の下に足掛かりとなるものが置かれていないかを確認する必要があります。
(窓に落下防止の手すりがあっても、窓際に足掛かりとなる設置物があると窓の空いている状態で設置物に登り落下の危険があることに留意する。)
- ★ 定期の点検において、落下を防止する対策に不備を確認する必要があります。
(窓を開かないようにするストッパー等の作動状態に異常がないかを確認する。)

設置物等の転倒や落下事故

固定されていないもの、外的な影響を受けやすい不安定なものが転落、落下する事故が多い

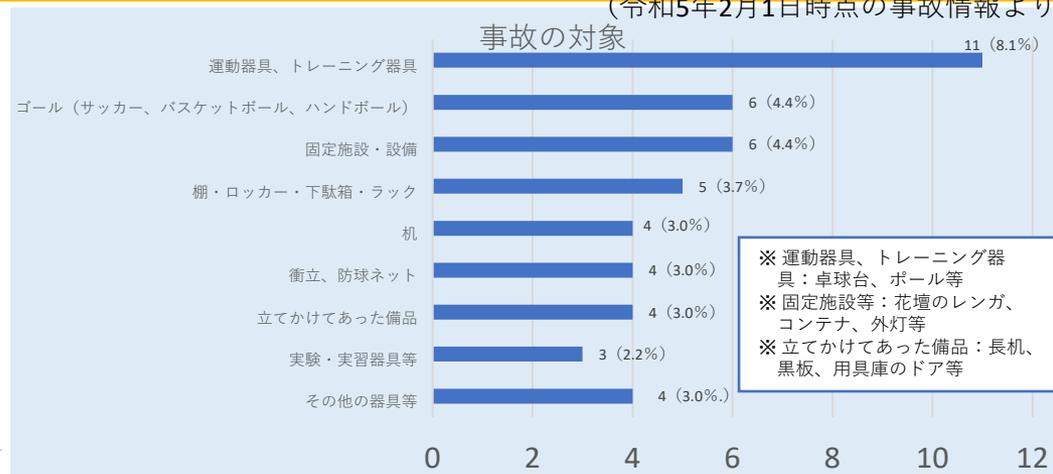
(令和5年2月1日時点の事故情報より)

Q 事故発生が多かった場所は？

- 1 運動場・校庭（園庭）
- 2 体育館・屋内運動場
- 3 教室（保育室）

Q 事故発生が多かった場面は？

- 1 体育的部活動
- 2 体育の授業
- 3 休憩時間中



主な発生の状況（概要のみ）

- 4限目の体育の授業中サッカーをしていた。本生徒がゴールポストにぶら下がったところ、ゴールポストが倒れ込んできて、顎と首が挟まれた状態で下敷きになった。
- 野球部の活動中、防球ネットを設置するために運搬していたところ、強風でネットがあおられ、支柱と支柱の間に右薬指を挟まれたままネットが倒れた。
- 授業終了後の特定時間中、下校しようと昇降口の下駄箱の横を歩いていた際、雨によって濡れた床を避けるため、数名の児童が下駄箱に飛びついたため、下駄箱が倒れて右足に当たった。
- 体育館で体育祭の前日準備中、ステージに立てかけてあった3卓の長机が倒れてきて本生徒の頭部に当たり、近くのピアノと長机の間に挟まれ、首と肩を打撲し、頸椎捻挫を負った。
- 入学式終了後、校門近くの桜の木を背景に、花壇のレンガに乗り、集合写真を撮っていたところ、突如後ろの花壇のレンガ（高さ約70cm）が倒れ、右足の下腿部にレンガが当たり負傷し、右下腿部に癒痕が残った。

事故情報から得られる安全点検の留意点【 は、日常の安全点検の重要なポイント】

- ★ 下駄箱やサッカーゴール、風などの外的な影響を受けやすい不安定なものが、しっかり固定されているかを確認する必要があります。（棚等の固定や転倒防止されている状態に不備はないか、積み重ねられた棚の連結の状況等も確認が必要となります。）
- ★ 棚の上に重量物が置かれたままになっていないか、一時的に立てかけたものに転倒の危険がないかなども、日常の点検において必要です。

設置物等に挟まれる事故

運動場での体育的活動中、休憩時間中の教室等で、道具などに挟まる事故が多い

(令和5年2月1日時点の事故情報より)

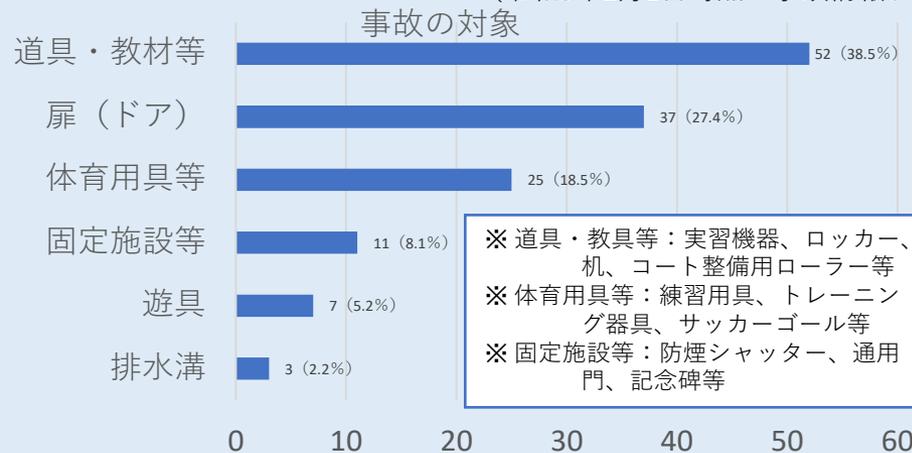
Q 事故発生が多かった場所は？

- 1 運動場・校庭（園庭）
- 2 教室（保育室）
- 3 体育館・屋内運動場



Q 事故発生が多かった場面は？

- 1 体育的部活動
- 2 休憩時間中
- 3 日常の清掃



主な発生の状況（概要のみ）

- 部活動でのバット練習中、マシンの球のコースを調整しようと台に手を添えて動かしたところ、上部のねじ式の棒がはずれ、上部が落下した。そのときに土台との間に手指を挟まれ、右手の中指と薬指の一部を切断してしまった。
- 卓球部の練習後、折りたたみ式の卓球台を折りたたんでいたとき、卓球台を支えている木片が外れ、台裏面の内側の縁と金具との間に右手の第3指と第4指を挟んだ。
- 清掃時間中、会議室で天板を折り畳んでいた跳ね上げ式の長机を元の形に戻そうとした際、ストッパーが壊れていたため天板が急に戻り、天板と脚の接合部分に右手指が挟まれ切断した。
- 避難訓練終了後、教室へ戻る際、職員が児童たちを通すために階段下の防煙シャッターを上げようとハンドルを回したところ、シャッターのワイヤーが切れ、隣の開いていたシャッターが落下し、本生徒が挟まり背中を強打した。腰椎を圧迫骨折、肋骨を骨折し、感覚障害が残存した。

事故情報から得られる安全点検の留意点【___は、日常の安全点検の重要なポイント】

- ★ 授業や部活動等の活動で使用する機材などに異常がないかを、日常の授業や活動の前に確認する必要があります。
- ★ 長年使用している長机等の備品についても、破損等がないかを定期的に確認する必要があります。
- ★ 消防法による法定点検のほか、学校においても、定期的に、防火・防火用具や設備に異常がないかを点検する必要があります。

設置物等により切ったり刺さったりした事故

教室や廊下での休憩時間中、授業等で、フックが刺さったり、機械等で負傷する事故が多い

(令和5年2月1日時点の事故情報より)

Q 事故発生が多かった場所は？

- 1 教室（保育室）
- 2 教室運動場・校庭（園庭）
- 3 廊下



Q 事故発生が多かった場面は？

- 1 休憩時間中
- 2 各教科等・保育中
- 3 特別活動



主な発生の状況（概要のみ）

- トイレに行こうとして廊下に出たところ、同じクラスの児童があとを追いかけてきた。他の児童に「出てはだめ」と呼び止められて戻ろうとしたとき、追いかけてきた他児童とぶつかって倒れ、廊下にある物掛け用のフックに口角をひっかけた。
- 戸外遊び前、保育士が園児に排泄を促し、声を掛けていたときに、保育室のかばん掛けのフックが右頬を貫通した。口部に線状痕が残った。
- 体育授業中、バドミントンのネットの後片付けをしている際、ネットを取り付けるためのフックを外したが、フックが顔面に強くあたり、右眼の下を切ってしまった。
- 農業の授業中、牛舎でわら切り機で乾草を切る作業を行った。機械の奥に詰まった草を取ろうとして、右手を機械の中に入れてしまい、右第2～4指の一部を切断し、右第3指の機能を失った。
- 応援団部の練習中、渡り廊下でリレー形式で走り込みをしていたところ、勢いがつき、止まれずに、渡り廊下と特別教室を区切るドアの強化ガラスに左手から突っ込み、ガラスを割った。左前腕を深く切り、醜状癒痕、疼痛が残存した。

事故情報から得られる安全点検の留意点【 は、日常の安全点検の重要なポイント】

- ★ フック等の突起物による危険がないかを、定期的に確認する必要があります。
(日頃使用する教室や廊下等の壁に、くぎや折れた画鋲が突き出したままになっていないか日常的に確認する必要があります。)
- ★ 授業や実習等で使用する機械の事前の安全点検は、毎時間ごとに行うとともに、生徒等への安全指導及び安全管理を行う必要があります。

2 ヒヤリハット事例の活用

学校における事故を防止する第一歩は、学校内で危険と思われる箇所等のヒヤリハットの気付きを、児童生徒等や教職員等から気兼ねなく寄せられる学校安全の風土の醸成が何より必要であり、安全点検にも生かすことのできる重要な取組です。

校内でけがをした場所、一歩間違えれば大きな事故につながりかねないヒヤリハットを経験した場所など、児童生徒等、教職員、保護者、地域など全ての関係者から情報を収集し、重点的に対策を講じる、点検を行う場所を絞り込んでいくことが重要です。

また、共有したヒヤリハット事例は、安全点検だけでなく、教科等の安全教育や、日常生活における指導にも関連付けて行うことが必要であり、安全教育と安全管理との関わりを緊密にして進めることが重要です。

【ヒヤリハット事例を活用していく意義】

- ◎ 安全点検だけでは児童生徒等の事故は防げない。児童生徒等の安全意識の高まりに寄与するものとなる。
- ◎ 安全点検において、施設・設備の劣化だけではなく、真に事故防止に資する点検項目の設定に生かせる。
- ◎ 国立教育政策研究所による調査からは、教職員と比較して児童生徒等の方が、日常的な事故等に対し危険を感じる度合いが高いことが示されている。
安全点検に子供の視点を加えることで、事故の要因に対する気付きや学校内での問題意識の共有を推進することができる。

ヒヤリハット事例を活用している学校の取組例

【児童生徒等が行うヒヤリハット事例の収集・活用例】

- 総合的な学習の時間等における危険な場所探し
⇒ (学習を通じ) 注意喚起のマークを考案し、危険な箇所に掲示、学校全体に啓発
- 学級活動における生徒自身の「ヒヤリハット」体験の共有
⇒ (学習を通じ) けがの予防策を検討
- 保健委員会等の委員会活動でヒヤリハット事例(自校のけがの発生状況)や予防対策をまとめる。
⇒ (取組を通じ) 委員会で校舎内の安全点検を実施し、校内の危険箇所マップを作製

【教職員が行うヒヤリハット事例の収集・活用例】

- 児童生徒等の休み時間等の活動の様子を観察
⇒ 危険と思われる行動を、学年部や教職員全体、児童生徒で共有



※ヒヤリハット事例を活用した取組の詳細については、[【安全点検取組事例】](#)を参照し、自校での取組に生かしてください。

※ヒヤリハットの報告様式は、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」サンプル編P16を参照ください。



安全点検表の活用

1 安全点検表の作成にあたって

安全点検表の作成にあたっては、以下の点に留意して、その対象となる場所ごとに、点検の観点、点検の方法、判定結果、不良箇所とその程度、改善措置の状況などを記録できるものを備えておく必要があります。

- 各学校においては、学校環境や児童生徒等の行動等を十分に考慮し、[【安全点検の種類と対象】](#)や[【事故等情報の共有】](#)に記載している内容等を踏まえ、各学校の実情に即した安全点検を行う項目を定めた安全点検表を作成し、安全点検を実施する必要があります。
- 特に、死亡や重篤な事故のリスクが高い事故事例などを参考に、各学校において、そのようなリスクが高い場所等がある場合や、児童生徒等や教職員からのヒヤリハット事例などを考慮して、定期の点検だけでなく、授業等の業務に付随する日常の点検においても、記録の蓄積が必要な項目は適宜確認できるような安全点検表でも管理することが求められます。
- 現在は、学校におけるICTを活用して、点検表への記入や集約の効率化に努め、教職員の負担軽減につなげている学校もありますので、後述する[【安全点検取組事例】](#)も参考にするなど、効率化を図りながら、実効性のある安全点検表を作成していくことが重要となります。
- 学校の安全点検表作成のベースとなる点検の観点を[「安全点検表作成のベースとなる点検の観点」](#)に示しています。学校の実情を踏まえ、活用してください。
すでに、安全点検表が作成されている場合は、安全点検表の見直しにも活用してください。
- 編集可能な[「安全点検表の様式サンプル」](#)をダウンロードできます。
各学校の実情を踏まえ、適宜修正してください。学校の実情を踏まえず、サンプルそのままを使用することは推奨していませんので、ご注意ください。
- 安全点検の実施にあたっては、[【安全点検の方法の解説】](#)を参照してください。点検の方法を解説した1～2分程度の映像もあります。

2 安全点検表作成のベースとなる点検の観点

これは、各学校（園）が安全点検表を作成するに当たり、ベースとなる点検の観点を示したものです。

各学校（園）においては、児童生徒等の行動分析等を踏まえ、適宜、学校の実情を踏まえた危険箇所等の追加・修正・削除等により、安全点検表を作成・見直してください。

「ベースとなる点検の観点」の点検の頻度等については、少なくとも児童生徒等が毎日使用しているものは劣化や破損等につながりやすいものがあるため、各学校において、児童生徒等における使用状況等を考慮して、点検する頻度を増やすなどの対応が必要であることに留意してください。

主な点検の観点では、授業等の業務に付随して行う日常の安全点検として行う必要があるものに★印を記載しています。これまでの死亡及び重篤な事故の発生状況を見ても、日常の安全点検で防げるものがあります。

また、金属疲労・腐食・亀裂等の専門性が必要とされるものは、「専門家が関わった方がよいもの」に○を記載していますので、点検の状況に応じ、判断がつかないものは、教育委員会を通じ、専門家による点検をお願いしましょう。

クリックして
項目を確認

安全点検表作成のベースとなる点検の観点

- 【活用の留意点】
- 各学校（園）の安全点検表作成に当たり、ベースとなる点検の観点を示したものです。児童生徒等の行動分析等を踏まえ、適宜、学校の実情に踏まえた危険箇所等の追加・修正・削除等により、安全点検表を作成してください。
 - 「ベースとなる点検の観点」の点検の頻度等については、少なくとも児童生徒等が毎日使用しているものは劣化や破損等につながりやすいものがあるため、各学校において、児童生徒等における使用状況等を考慮して、点検する頻度を増やすなどの対応が必要であることに留意して、安全点検表を作成及び、見直しにも活用してください。
 - 授業等の業務に付随して行う日常の点検として行う必要があるものは、「主な点検の観点」の欄に★を記載しています。
 - 学期に1回程度としている非構造部材等の劣化や家具・用具等の使い方の点検では、日常的に児童生徒等や教職員が使用したりするものなどにおいては状況が変化しやすいため、点検する頻度を月1回程度に増やすなどの対応が必要なものもあります。関係する観点には「主な点検の観点」の欄にアンダーラインを記載しています。
 - 金属疲労・腐食・亀裂等の専門性が必要とされるものは、「専門家が関わった方がよいもの」の欄に○を記載しています。
 - 主な場所ごとの安全点検表（様式サンプル）は別シートを参照ください。

項目の説明

【安全点検の種類と対象 4 安全の点検の頻度と方法】より抜粋して掲載

■点検頻度及び点検の種類

- ① 家具・用具の使い方等点検（日常的に点検）
- ② 非構造部材等の劣化点検（学期に1回程度）
- ③ 家具等の耐震性点検（年に1回程度実施）

※学期や年に1回程度の点検としているものでも、日常的に児童生徒等や教職員が使用するものなどは状況が変化しやすいため、使用する機会が多いものは、点検する頻度を増やすなどの対応が必要なことに留意しましょう。

■点検方法

- ① 目視：点検者が肉眼等で、ゆがみ、亀裂、摩耗、腐食、異物等の有無の確認する方法
- ② 触診等：部材に異常がないかを、部材に触れる、動かすなどして確認する方法

※主な場所ごとの点検表（様式サンプル）は、別シートを参照。

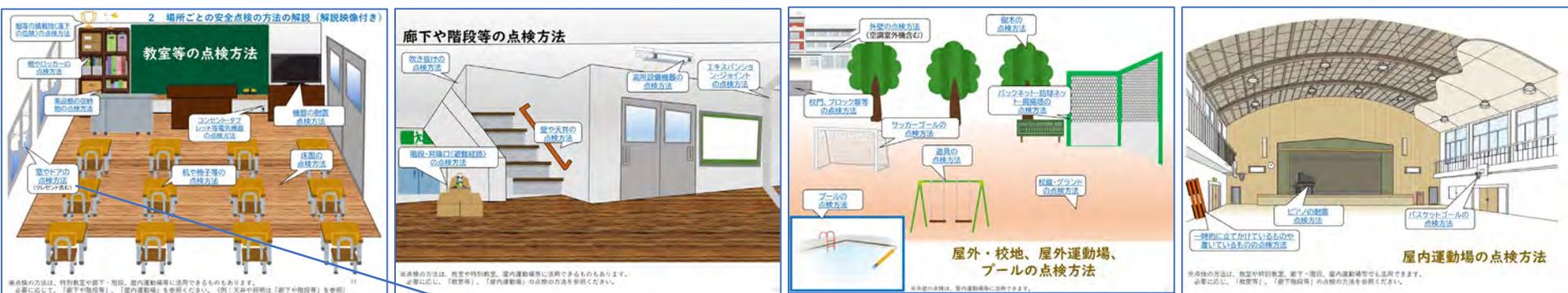
1 教室・廊下等

No.	点検項目	主な点検の観点	点検頻度	点検の種類	主な点検方法	専門家が関わった方がよいもの
1. 床板						
①	床板	床板の異常（ゆがみやさくなど）、移動、破損は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	
2. 机・いす						
②	机・いす	机・いすのさくやゆがみ、ひび割れ等の破損は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	
3. 窓・ドア						
①	ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	
②	窓・ドア	窓やドアに腐食、腐食、ガラスの異常は見当たらないか また、開閉時に引っかかる、重く重いなどの異常は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視・触診等	
③	クレセント	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか（★）	日常的	使い方	目視	
④	窓の周辺	地震時に衝突するおそれがあるものを窓ガラス周辺に置いていないか（★）	日常的	使い方	目視	
⑤		窓下に足掛かりになるものはないか（★）	日常的	使い方	目視	
⑥	窓からの落下防止手すりなど	窓からの落下防止手すり、落下防止器具の異常、破損は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視・触診等	
4. 高所に設置しているもの						
①	高所の設置機器	高所の設置機器（照明器具やスクリーン、プロジェクター、放送機、時計など）が落ちるようになっていたり、取付け金物の変形、腐食等の異常は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	○
5. 棚、ロッカー、調理テレビなど						
①	書籍・薬品類・ロッカー等	書籍、薬品類、ロッカー等は取付け金物や壁や床に固定しているか（積み重ねられた棚やロッカーの構造・固定しているかも含む）	年1回程度	耐震性	目視	○
②	機器の耐震対策	テレビやパソコン、電子黒板、ピアノ、キャスター付きの台などの落下・移動・転倒防止対策を講じているか（キャスター付きの台のストッパーはかかっているか（★））	年1回程度（日常的）	耐震性（使い方）	目視	○
③	棚の積載物	棚の上に重畳物を置いていないか（★）	日常的	使い方	目視	
④	薬品類の収納物	薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか（★）	日常的	使い方	目視	
6. 内壁、天井など						
①	壁・天井	天井や壁にゆがみ、ずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらないか	学期に1回程度	劣化	目視	○
②	内壁	くさびや折れた面など突起物は見当たらないか（★）	日常的	使い方	目視	

安全点検の方法の解説

1 解説の活用のしかた

校舎内外の各点検場所を選び、吹き出しの点検箇所をクリックすると、安全点検の方法が確認できます。また、各点検箇所では、点検の方法は映像を視聴できるので、安全点検の実施前等に確認してみましょう。



- 点検の対象となる項目、点検の時期を示します。「日常」と「定期」を色別で示し、「点検の主なポイント」と関連します。
- 点検の主なポイントを示します。
- 日本スポーツ振興センターの災害共済給付状況等を参考にした、事故発生のリスク及び地震等被災時の危険性を示します。
- 上記の事故の発生リスクを踏まえた、点検をする際の重要な視点を示します。
- 点検項目について想定される点検の方法や種類、留意点を示します。
- 点検の映像で、実際の点検のしかたを示します。
- 点検結果を踏まえた、対応の例や対応時の留意点を示します。

点検箇所ごとの安全点検の方法の解説

窓・ドア

【点検時期】
日常・定期

☑窓下に、足掛かりになるものがないか。
☑窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。

【事故の発生リスク】

- 窓下の欄に登る、カーテンが閉じられている状態で窓が開まっていると誤解して寄りかかるなどにより転落する
- 窓ガラスにひび割れ等があると地震の揺れ等で破損、また、窓の変形によりガラスが破損し、飛散する
- 窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態で、無理な操作によって障子ごと脱落する
- 窓などに変形、腐食、レールの摩耗、閉めた状態でガタつき場合は、地震の揺れ等により脱落する
- 枠材への掛かり代が小さな場合やガタつきが大きな場合は、地震時等に建具が外れ転倒する

■点検の視点

- 窓下に足掛かりになるものがないか日常的に点検します。（窓に落下防止の手すりがあっても、窓下に足掛かりになるものがあると、窓が開いている状態で登った場合に転落の危険があるため留意が必要）
- 窓やドアの開閉及び、内部建具は、目視だけでなく、触診等により支障がないか点検します。

点検の映像
(1～2分)

■主な点検の方法

【日常の点検】

- ・授業等の際に、窓下に足掛かりになるものがないかを目視で確認する。（窓に衝突する恐れのあるものを置いていないか、開閉可能な窓のクレセントがかかっているかも確認する。）※クレセントの点検方法はこちらから

【定期的点検】

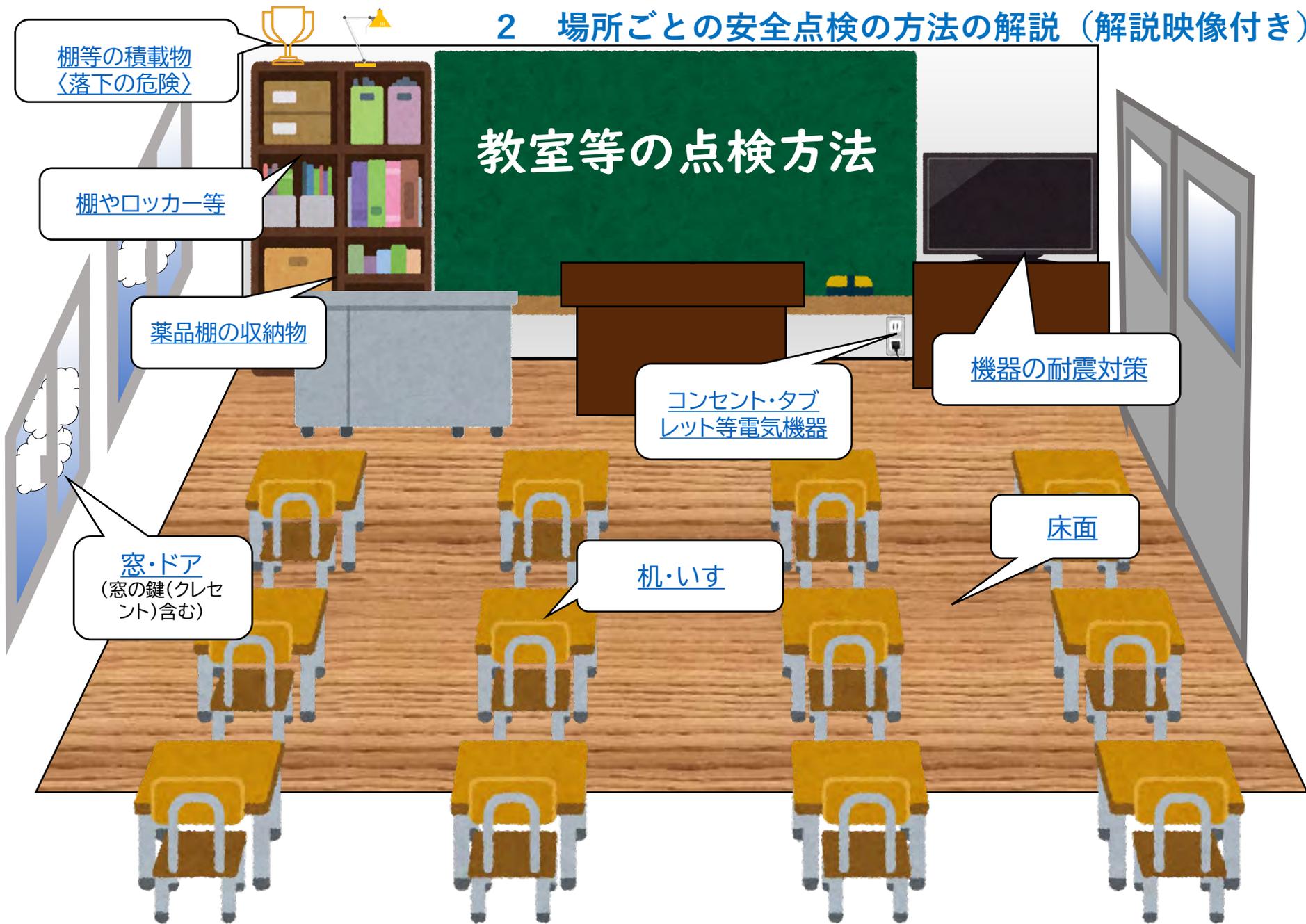
- ・窓からの転落防止の手すりやその他器具の異常がないかを確認する。
- ・窓やドアの開閉に支障がないかを、実際に動かして点検する。
- ・内部建具は、手で軽く押しした際に取付け部にガタつきがないか点検する。

■対応

用語解説 障子…建具の可動部分、内部建具…教室と廊下の間の戸や窓などの建具

- ・窓下の足掛かりになる設置物の撤去、または、体が落ちないように一部しか窓が開かないなどの対策を講ずる。
- ・学校だけの対応が難しい場合は危険箇所を立ち禁止にするなどの応急措置をし、児童生徒等に注意を促すとともに、学校設置者に連絡しましょう。

2 場所ごとの安全点検の方法の解説（解説映像付き）

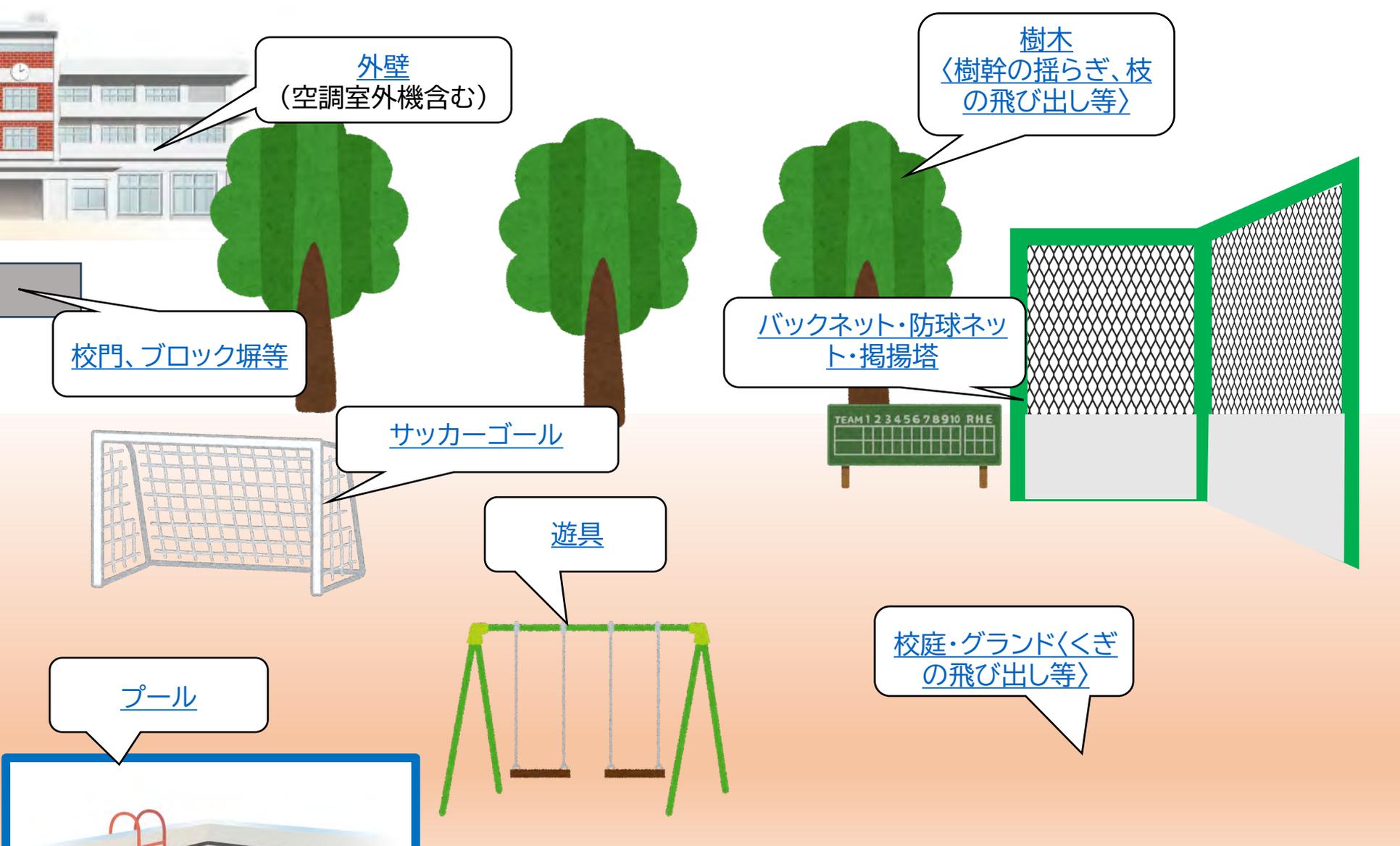


※点検の方法は、特別教室や廊下・階段、屋内運動場等に活用できるものもあります。
必要に応じて、「廊下や階段等」、「屋内運動場」も参照ください。（例：天井や照明は「廊下や階段等」を参照）

廊下や階段等の点検方法



※点検の方法は、教室や特別教室、屋内運動場等に活用できるものもあります。
必要に応じ、「教室等」、「屋内運動場」の点検の方法も参照ください。



外壁
(空調室外機含む)

校門、ブロック塀等

サッカークール

遊具

プール

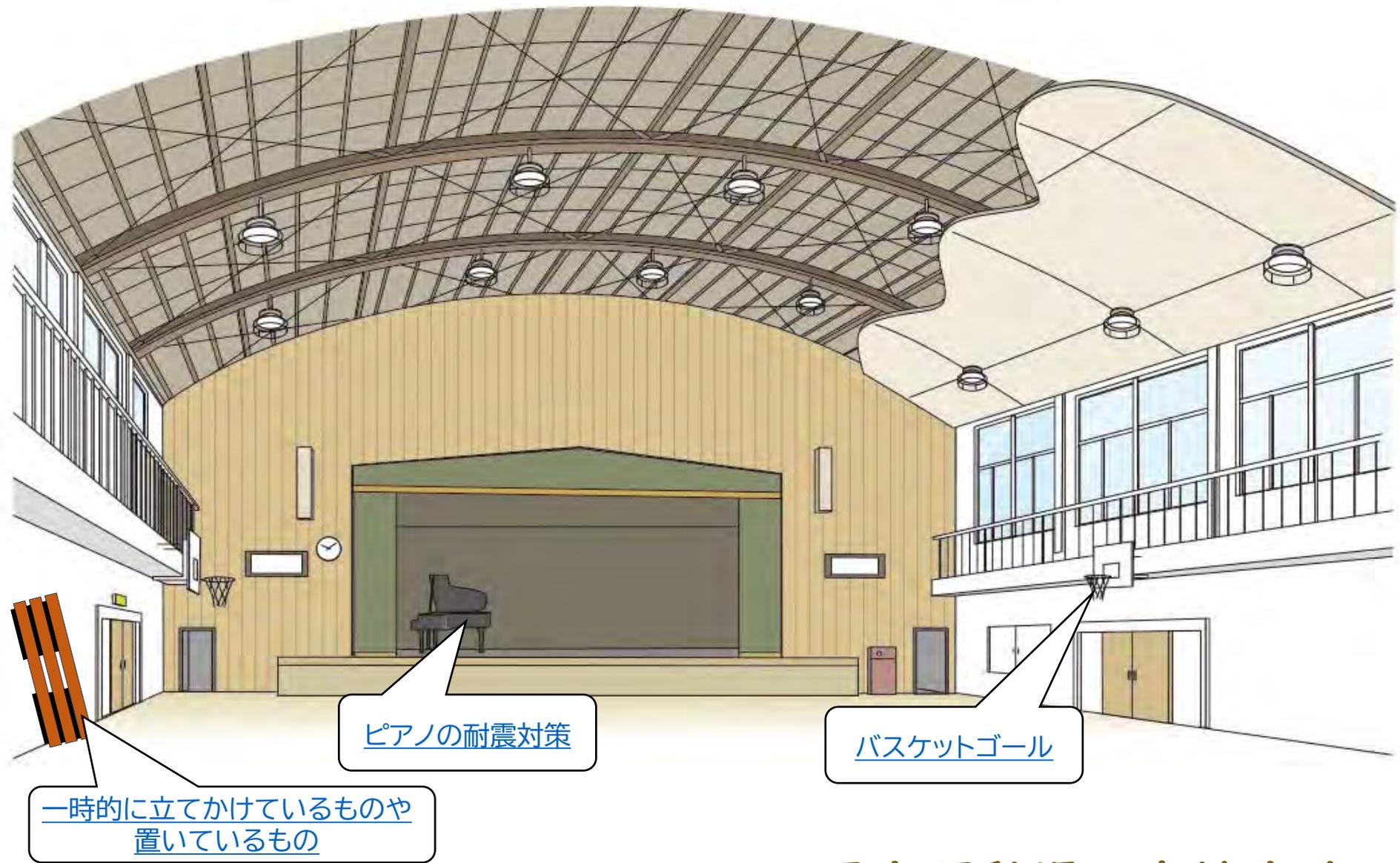
樹木
(樹幹の揺らぎ、枝の飛び出し等)

バックネット・防球ネット
ト・掲揚塔

校庭・グラウンド (くぎの飛び出し等)

屋外・校地、屋外運動場、プールの点検方法

※外壁の点検は、屋内運動場等にも活用できます。



一時的に立てかけているものや
置いているもの

ピアノの耐震対策

バスケットゴール

屋内運動場の点検方法

※点検の方法は、教室や特別教室、廊下・階段等に活用できるものもあります。
必要に応じ、「教室等」、「廊下や階段等」の点検の方法も参照ください。

☑窓下に、足掛かりになるものがないか。

☑窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。



【事故の発生リスク】

- ・窓際の棚に登る、カーテンが閉じられている状態で窓が閉まっていると誤解して寄りかかるなどにより転落する
- ・窓ガラスにひび割れ等があると地震の揺れ等で破損、また、窓の変形によりガラスが破損し、飛散する
- ・窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態で、無理な操作によって障子ごと脱落する
- ・窓などに変形、腐食、レールの摩耗、閉めた状態でガタつく場合は、地震の揺れ等により脱落する
- ・枠材への掛かり代が小さな場合やガタつきが大きな場合は、地震時等に建具が外れ転倒する

※内部建具、障子の解説はこちらから

■点検の視点

- 窓下に足掛かりになるものがないか日常的に点検します。（窓に落下防止の手すりがあっても、窓下に足掛かりになるものがあると、窓が開いている状態で登った場合に転落の危険があるため留意が必要）
- 窓やドアの開閉及び、内部建具は、目視だけでなく、触診等により支障がないか点検します。



窓の点検方法

点検の映像
(1～2分)

ドアの点検方法

点検の映像
(1～2分)

■主な点検の方法

【日常の安全点検】

- ・授業等の際に、窓下に足掛かりになるものがないかを目視で確認する。（窓に衝突する恐れのあるものを置いていないか、開閉可能な窓の鍵（クレセント）がかかっているかも確認する。）
- ※窓の鍵（クレセント）の点検方法はこちらから

【定期の安全点検】

- ・窓からの転落防止の手すりやその他器具に異常がないかを確認する。
- ・窓やドアの開閉に支障がないかを、実際に動かして点検する。
- ・内部建具を手で軽く押し、取付け部がガタつかないか点検する。

■対応

- ・窓下に足掛かりになる設置物の撤去、または、体が落ちないように一部しか窓が開かないなどの対策を講ずる。
- ・学校だけでの対応が難しい場合は危険箇所を立入禁止にするなどの応急措置をし、児童生徒等に注意を促すとともに、学校設置者に連絡しましょう。

内部建具・障子の解説

【事故の発生リスク】（再掲）

- ・ 窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態で、無理な操作によって障子ごと脱落する
- ・ 窓などに変形、腐食、レールの摩耗、閉めた状態でガタつく場合は、地震の揺れ等により脱落する
- ・ 枠材への掛かり代が小さな場合やガタつきが大きな場合は、地震時等に建具が外れ転倒する

内部建具・・・教室と廊下の中の戸や窓などの建具



- ・ 内部建具は、手で軽く押した際に取付け部にガタつきがないか点検します。
- ・ 引き戸等が転倒した際のガラスの飛散を防止するため、ガラス飛散防止フィルムを貼る方法があります。



障子・・・建具の可動部分

☑開閉可能な窓の鍵（クレセント）はかかっているか。

【事故の発生リスク】

- ・窓の鍵（クレセント）がかかっていないと、地震の揺れ等により、窓ごと脱落する。など

「窓の鍵（クレセント）がかかっていないと、暴風であおられて、窓が開くなど窓の抵抗力が大幅に低下する」とも言われています。

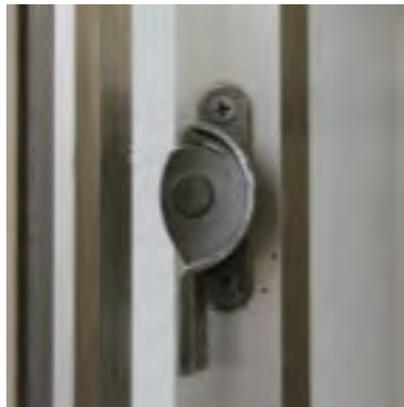


■視点

- 教室や屋内運動場などの開閉可能な窓の鍵（クレセント）がかかっているか点検します。

用語解説

クレセント
…引違い窓等の
障子同士を固定する
半月状の金具



■主な点検の方法

【日常の安全点検】

- ・教室や屋内運動場で授業や活動を行う際、開閉可能な窓が閉まっているとき（または閉めたとき）には、鍵（クレセント）がかかっているかを目視で確認する。

■対応

- ・窓の鍵（クレセント）がかかってない閉まっている窓を見つけたら、鍵（クレセント）をかけましょう。

☑積み重ねられた棚やロッカー等が床や壁に固定されているか。

【事故の発生リスク】

- ・棚の扉を開けた際や地震等により、**積み重ねられた棚やロッカーが連結・固定されていない場合に、上の棚が転倒及び落下し、児童生徒等を押しつぶす。**
- ・固定等していないと、児童生徒等が寄りかかったり、乗ったりすることで倒れる。



■点検の視点

- 棚やロッカーは地震等で倒れる危険があるので、**取り付け金具で壁や床に固定されているか**点検します。
特に積み重ねられた棚は不安定であるため、床や壁に固定が十分になされているかを点検する必要があります。
- ※薬品棚の破損・飛び出し防止対策は、[薬品棚の収容物](#)を参照し、点検します。

点検の映像
(1～2分)

■主な点検の方法

【定期の安全点検】

- ・積み重ねられた棚等が、取り付け金具で壁や床に固定されているかを目視で点検する。
(固定がされている場合の点検方法)
- ・壁に固定されている場合、壁下地の間柱等に直接固定されているかどうか確認する。
- ・表面のボードだけに固定しても十分な強度は得られない。間柱上かどうかは壁を叩いたときの音で判断できる。軽い音であれば空洞（間柱が入っていない部分）である可能性が高い。

用語解説

間柱
…壁を立てるために柱と柱の間に設けられる垂直の部材

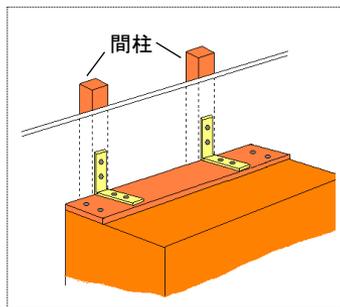


写真1. L字型金具による固定の例



写真1. 棚同士の連結による固定の例



写真2. 棚の下部を床に固定した例

■対応

- ・積み重ねられた棚やロッカー等は、下に下ろす、床や壁に固定する、連携可能な棚やロッカー等に交換して積み重ねるなどの対策を講ずる。学校だけでの対応が難しい場合は学校の設置者に連絡するとともに、児童生徒等に注意を促しましょう。

☑薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか。

■点検の視点

●薬品の中にはより慎重な管理を要するものもあるため、収納物の破損・飛び出し防止対策がとられているかを点検します。

■対応

- ・振動で扉や引き出しが開かないよう、施錠または開放防止器具（止め金具）等を取り付ける。
 - ・収納物が飛び出さないよう開口部に棧（さん）を取り付けたり、収納物の底形に合わせた凹凸のある敷物を敷いたりする。
- ※薬品の個数や保管している量については、消防法等に基づき、適時・適切に関しておくことが必要である。**

対応例

柔らかい敷物を敷いて中の物の飛び出しを防止する。

不安定な器具は、砂等に埋める、または格子のついた容器に収納し転倒を防止する。



写真1. 容器への収納

ガラスの容器の場合は可能な限り、ポリ容器等に変更する。

止め金具は扉の上下に取り付けることが望ましい。



写真2. 震動により開いた引き出しの例

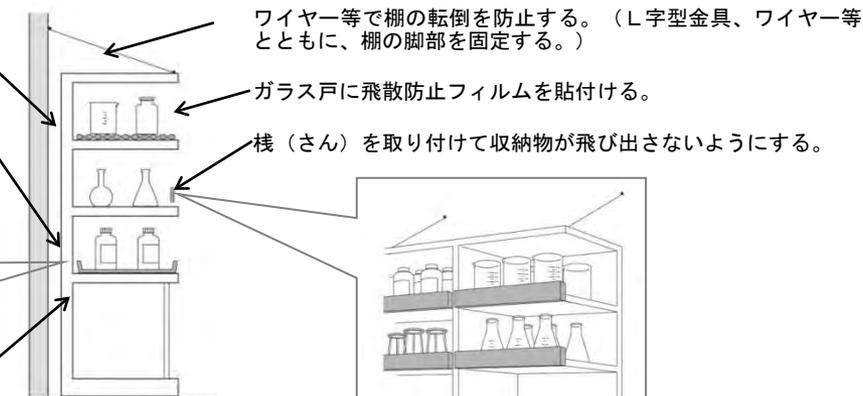


図1. 棚の転倒防止の例

ワイヤー等で棚の転倒を防止する。（L字型金具、ワイヤー等とともに、棚の脚部を固定する。）

ガラス戸に飛散防止フィルムを貼付ける。

棧（さん）を取り付けて収納物が飛び出さないようにする。

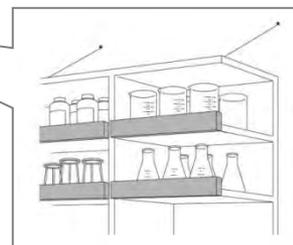


図3. 棧の取付例

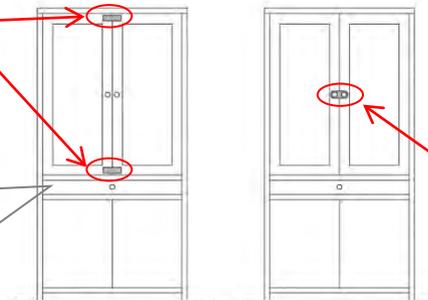


図2. 金具の取付位置の例

1カ所の場合は扉の中央付近に取り付ける。



写真3. 収納物が飛び出しガラスが飛散した例

棚等の積載物 〈落下の危険〉

【点検時期】
日常

☑棚等の上に重量物を置いていないか。

【事故の発生リスク】

- ・ 棚等の上に固定していない重量物を置いている場合、棚への接触、棚の扉を開けた際や地震等により、重量物が児童生徒等の頭部等に落下する。 など

■点検の視点

- 各教室や廊下など、普段、児童生徒等が活動する場所の棚等の上に、重量物が置かれていないかを点検します。



■主な点検の方法

【日常の安全点検】

- ・ 普段、児童生徒等が活動する場所の棚等の上に、落ちてくるとけがを恐れる重量物が置かれていないかを目視で確認する。
※一時的に置かれている場合があるので留意が必要です。
- ※各教科の準備室等、普段、児童生徒等が立ち入らない場所に、棚等の上の重量物を置いている場合には、落ちないように固定されているかを定期的に確認する。

■対応

- ・ 棚等の上の重量物は撤去する。
- ・ 棚等の上に重量物を置かなければいけない場合は落下防止措置を行うとともに、児童生徒等への注意を促しましょう。44

☑高所の設備機器に異常は見当たらないか。

【事故発生リスク】

- ・地震の揺れ等による天井面の変形により、照明器具が脱落する危険がある。
- ・高所に取り付けられているスピーカー等の放送機器やスクリーン等の映像機器は、取付金物の腐食等により地震時等に脱落する危険がある。

屋内運動場

- ・バスケットゴールは、取付金物の腐食等があると地震の衝撃等により支柱が外れ、バスケットゴールごと床に脱落する危険がある。
- ・屋内運動場等は大型の機器や器具が取り付けられているため脱落すると危険である。 など



※天吊りテレビの点検については機器の耐震対策を参照

■点検の視点

- 各教室や廊下、屋内運動場などの高所の設備機器（照明器具やスクリーン、プロジェクター、放送機器、時計、バスケットゴールなど）が落ちそうになっていたたり、機器の傾き、取付け金物の変形、腐食等の異常は見当たらないか点検します。

点検の映像
(1～2分)

■主な点検の方法

【定期の安全点検】

- ・高所の設備機器を目視により点検する。
 - ※教室内のスクリーンやバスケットゴールなどは、使用時の異常等を日頃から共有し、学校の設置者を通じ、必要の点検を依頼する。
 - ※バスケットゴールは落下防止策として、金属性のチェーンを取り付けている場合があるので、点検の際には、そのチェーンに腐食がないかも目視で確認する。



■対応

※重量のあるバスケットゴールなどの高所の設備や機器の取り付けの状態は、定期的に専門家等の点検をお願いしましょう。

- ・危険箇所を立入禁止にするなどの応急措置をし、学校設置者に連絡しましょう。
- ・バスケットゴールは、万が一に備え、落下防止措置を講ずるなどの対策が必要です。
- ・使用していない高所の設備機器も点検し、場合によっては撤去する対応が必要であるため、学校の設置者に連絡しましょう。

☑床面の異常（滑りやすさなど）、破損（ささくれなど）などはないか。

【事故の発生リスク】

- ・濡れているところがあると、滑って転ぶ危険がある。
- ・体育の授業や休み時間、部活動等で、**児童生徒が躓いて転倒や滑り込みなどをした際に、ささくれや欠けた木片などの剥離した床板の一部が突き刺さり負傷する危険**がある など



屋内運動場の床の破損（雨漏りが重なり、床が大きく剥がれた）

■点検の視点

- 教室や廊下、屋内運動場などの床面に、濡れているところがないか点検します。
- 床板に**危険なささくれや欠け、隙間などの破損**がないか点検します。

点検の映像
(1～2分)

屋内運動場床面のポールを立てる金具が開いたままだと危険



■主な点検の方法

【日常の安全点検】

- ・普段から教室や廊下などの床面に、濡れているところがないか、濡れているところがあるままになっていないか目視により確認する。
- ・屋内運動場での授業や活動前に、床板に危険なささくれや欠け、隙間がないか確認する。
また、屋内運動場の床面にポールを立てる金具が外れたままになっていないかも確認する。

■対応

- ・濡れているところは拭き取る。（雨漏りで濡れている場合などは、注意喚起とともに、学校の設置者に連絡しましょう。）
- ・危険箇所を立入禁止にするなどの応急措置をし、学校の設置者に連絡しましょう。

【参考】床板の剥離による負傷事故の防止対策としての維持管理の取組等については、以下の通知を参照ください。

学校における安全点検に関する参考資料・[体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（平成31年2月28日 事務連絡）](#)

校庭・グラウンド 〈くぎの飛び出し等〉 【点検時期】 日常・行事後

☑石、ガラス片、くぎ、凹凸などによる危険はないか。

【事故の発生リスク】

- ・大きな石や、凹凸により躓いて転倒する。
- ・校庭でのくぎの抜き忘れ等により、体育の授業や休み時間等で児童生徒等が躓いて転倒したときに、飛び出したくぎ等で負傷する。 など

■点検の視点

- 校庭・グラウンドのほか、砂場にもガラス片などの危険物がないか、凹凸により躓く危険性がないかを確認します。
- 校庭に行事等で使用したくぎがそのまま放置されている場合があるので、抜き忘れたくぎがないか点検します。



■主な点検の方法

【日常の安全点検】

- ・授業や活動の前には、ガラス片やくぎなどの危険物はないか、凹凸による危険な状態になっていないかを目視により確認する。
※砂場で活動させる場合にも、事前に確認する。
※行事等で校庭にくぎを使用した際は、使用後に、使用したくぎの本数と回収したくぎの本数を確認するなど、複数の担当者の目で全てのくぎが抜けているかと確認することが重要です。

■対応

- ・抜き忘れたくぎや、ガラス片などの危険物を全て除去します。すぐに除去できない場合は、可能性のある範囲を立入禁止にするなどの応急措置をしましょう。また、凹凸により躓く危険性がある場所は平らにしましょう。

樹木 〈樹幹の揺らぎ、枝の飛び出し等〉【点検時期】 日常・定期

☑児童生徒等の目の高さにある樹木の枝などはないか。

☑樹木の樹幹に揺らぎ、不自然な傾斜、亀裂はないか。

【事故の発生リスク】

- ・児童生徒等が遊んでいる際に枝に引っ掛かり、負傷する危険がある。
 - ・地表に出ている樹木の切り株や根に躓き、負傷する可能性
 - ・樹木が倒伏や落枝した際に、下敷きになる危険がある。 など
- 特に、老齢化・大径木化した樹木は、重大な事故に繋がる危険がある。



■点検の視点

- 枝の一部が、児童生徒等の頭部の高さに飛び出していないか点検します。
- 切り株や樹木の根が地表に出たまま放置されていないか点検します。
- 校内の樹木の樹幹に揺らぎ、不自然な傾斜、亀裂がないか点検します。

※特に老齢化・大径木化が進行し、倒伏や落枝による重大な事故等の発生リスクが高い樹木は、日頃からリスト化しておきましょう。



■主な点検の方法

【日常の安全点検】

- ・樹木の樹幹に揺らぎ、不自然な傾斜、亀裂がないか目視により確認する。

【定期的安全点検】

- ・児童生徒等が活動する場所や通行する場所の樹木の枝の一部が、頭部の高さに飛び出していないか、切り株や樹木の根が地表に出たままになっていないかを目視により点検する。

■対応

- ・事故リスクが考えられる枝の剪定、切り株や地表に出た根の除去、樹木の倒伏や落枝による危険箇所を立入禁止にするなどの応急措置をし、学校での対応が難しいものは学校の設置者に連絡しましょう。

- ☑キャスター付き台のストッパーがかかっているか。
- ☑機器の耐震対策は講じられているか。

【事故の発生リスク】

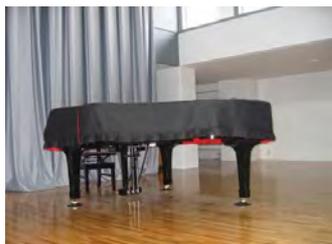
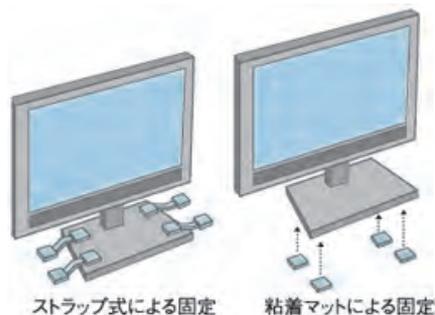
- ・キャスター付きのテレビ台、電子黒板、コピー機などは、地震時等に移動・転倒する危険がある。
- ・天吊りテレビをテレビ台に固定する取付ボルト等に緩みが認められる場合は、地震の揺れ等によりテレビがテレビ台から外れ、落下する危険がある。
- ・ブラウン管テレビは重量があり、また重心が前面にあるため、前方へ転倒する危険がある。
- ・薄型テレビも固定されていない場合、転倒する危険がある。
- ・グランドピアノは地震の揺れ等で横滑りする危険がある。（グランドピアノやアップライトピアノ脚部の転がり防止器具は小さな横揺れには効果があるが、縦揺れ等の大きな揺れでは脱輪が想定される。）
- ・アップライトピアノやオルガンは重心が後ろに寄っているため、後方へ転倒する危険がある。 など



天吊りテレビ

■点検の視点

- テレビやパソコン、電子黒板、ピアノ、キャスター付き台などの落下・移動・転倒防止対策を講じているか点検します。キャスター付き台のストッパーがかかっているかは、日常の点検が必要です。



※ピアノの耐震対策の例は、こちらを参照

■主な点検の方法

【日常の安全点検】

- ・キャスター付き台のストッパーがかかっているかを点検する。

【定期の安全点検】

- ・目視により、耐震対策の有無とその状態に異常が見られないかを点検する。
※取付ボルトやベルトの緩み、固定器具の外れ、ピアノ脚部の転がり防止器具への固定を点検する。
※行事等でピアノを移動した際も、脚部が転がり防止器具に固定する必要があることに留意する。

■対応

- ・危険箇所を使用禁止、立入禁止にするなどの応急措置をし、学校において対応可能な箇所については耐震対策を行うとともに、高所の機器等の対応については、学校設置者に連絡しましょう。

※地震時には、ピアノが動いたり、倒れたりする危険があるため、ピアノなどのそばに近寄らない指導が必要です。

ピアノの耐震対策（例）

グランドピアノは地震の揺れ等で横滑りする危険がある。（写真1）

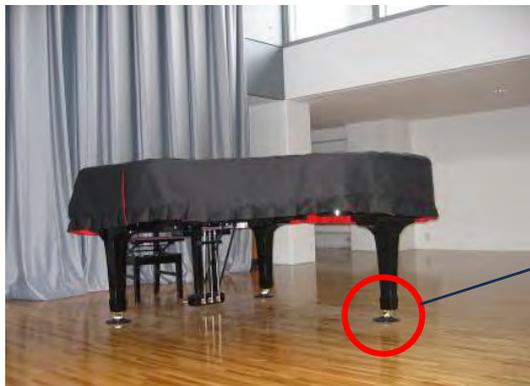


写真1. 地震の揺れによる横滑り



転がり防止器具ごと横滑りしている。

- グランドピアノやアップライトピアノの脚部の脱輪を防ぐためには、深めの防震用ゴムを用いる方法がある。（図1、写真2）
- 壁際にアップライトピアノを置く場合は、ピアノが壁面にぶつかった反動で前に倒れないよう、壁から10cm程度離しておくことが有効である。（写真3）
- アップライトピアノを板の上に固定し、ピアノの底面積を大きくすることにより転倒を防止する方法がある。（図2）

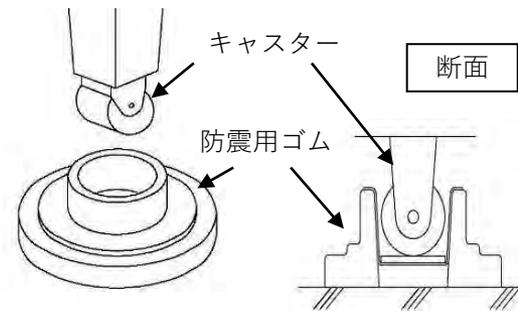


図1. 深めの防震用ゴム



写真3. 壁際の設置例（壁から10cm程度離す）

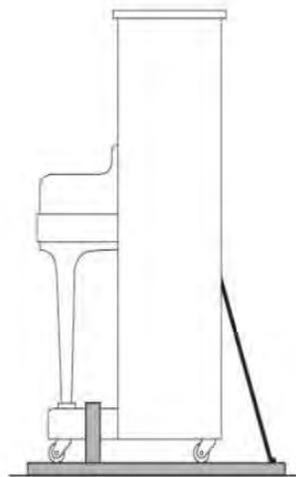


図2. アップライトピアノの転倒防止対策例（板の上に固定）



写真2. 脚部の比較
左：一般的な転がり防止器具
右：深めの防震用ゴム

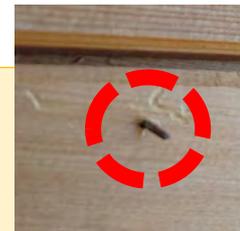
壁・天井（突起物、手すりの損傷含む）

【点検時期】
日常・定期

- ☑壁にくぎや折れた画鋸などの突起物は見当たらないか。
- ☑天井や壁に浮き、ずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらないか。
- ☑手すりにぐらつきや損傷はないか。

【事故の発生リスク】

- ・壁にくぎや折れた画鋸、突き出したフックなどの突起物があると、壁などに寄りかかったときなどに刺さるなどの危険がある。
- ・天井にずれ、ひび割れや漏水によるしみ等が認められる場合は、天井材等が落下する危険がある。
（屋内運動場や校舎等の天井高のあるものや大面積の天井が落下した場合、致命的な事故につながる恐れが大きく、危険）
- ・廊下や階段等の手すりにぐらつきや亀裂等の損傷があると、寄りかかった際に脱落するなどにより、負傷する危険がある。



■点検の視点

- 壁にくぎや折れた画鋸などが飛び出したままになっていないか、金属製のフックが突き出していないか点検します。
※壁面に設置した掲示板や額等がある場合には、固定され、落下防止の措置が取られているか点検が必要です。
- 教室や屋内運動場などの天井や壁に浮き、ずれ、ひび割れ、しみ等の異常が見当たらないか点検します。
- 手すりにぐらつきや亀裂等の損傷がないかを点検します。

■主な点検の方法

【日常の安全点検】

- ・目視により、壁にくぎや折れた画鋸などが飛び出していないか確認します。
※掲示物貼り替え時の点検や児童生徒から画鋸が折れた報告を受けること。

【定期の安全点検】

- ・目視により天井や壁にずれ、ひび割れや漏水によるしみがないかを点検する。
※特に、ひびやしみが広がったとの報告は事故の拡大化を防ぐ意味でも重要な指摘です。

点検の映像
(1～2分)



天井材のしみ、破損



※天井や壁の異常の状況の例は、こちらを参照

■対応

- ・くぎや折れた画鋸の除去、金属製フック等の撤去し、安全なプラスチック製のものに付け替える等の対応が考えられます。
- ・壁・天井のひび割れ等の危険箇所があった場合は、立入禁止にするなどの応急措置をし、学校設置者に連絡しましょう。

壁・天井の異常の状況（例）



写真1. 天井材のしみ、破損



写真2. 階段裏のひび割れ



写真5. 内壁のひび割れ



写真3. 梁の仕上げ材のひび割れ



写真4. 梁のモルタルの脱落



写真6. 内壁のずれ

☑エキスパンション・ジョイントに異常は見当たらないか。

【事故の発生リスク】

- ・エキスパンション・ジョイントはカバー材で覆われており、**小規模な地震でもカバー材が外れ、脱落する危険**がある。
- ・地震時に隣接する構造体同士が揺れ合い、その**接合部にあるエキスパンション・ジョイント部分が動くことが想定され、そのカバーの上に置いた物は地震時等に落下・転倒する危険**がある。
など



写真1. 変形した
エキスパンション・ジョイントカバー

■点検の視点

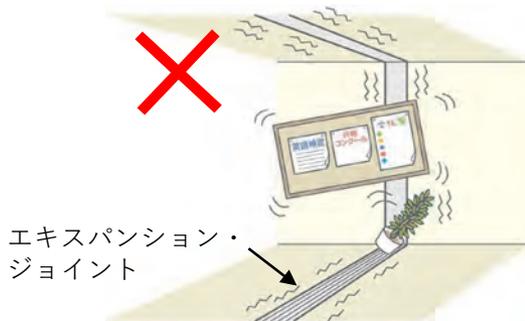
- エキスパンション・ジョイントの**カバー材が変形または外れていないか**点検します。
- エキスパンション・ジョイント及び**その周辺に物を置いていないか**点検します。



写真2. 通路の上部にある
エキスパンション・ジョイント

用語解説

エキスパンション・ジョイント・・・
建物を分割し、地震の揺れ等に対する被害を軽減させるために設ける建物同士の隙間。校舎のつなぎ目の隙間



- 消火器、掲示板等をエキスパンション・ジョイントの上に設置しない。

■主な点検の方法

【定期の安全点検】

- ・目視により、カバー材が変形または外れていないか、カバーの上に物を置いていないかを点検する。

※構造体の接合部にあるエキスパンション・ジョイント部分が動くと、カバーの上に置いた物が落下・転倒する危険があることを踏まえ、日常の中で物が置かれていることを発見した場合は、その場所から移動させるようにすることが大切です。

■対応

- ・危険箇所を立入禁止にするなどの応急措置をし、学校設置者に連絡しましょう。

☑外壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。

【事故の発生リスク】

- ・外壁に浮き、ひび割れ等の異常が認められる場合は、外壁の一部が剥落する危険がある。
- ・特に、高所からの外壁等の落下は重大な事故につながるおそれがあり危険である。 など

■点検の視点

- 外壁に鉄筋露出、剥落、著しい白華、ひび割れ、欠損、浮き等の異常が見当たらないか点検します。
- ※外壁に空調室外機が設置されている場合には、[空調室外機](#)を参照して点検します。

■主な点検の方法

- 【定期の安全点検】・目視により点検する。特に、図1に示す開口隅部、コーナー部、パラペット部、出隅部等は落下の可能性が大きいことから十分に注意して点検する。

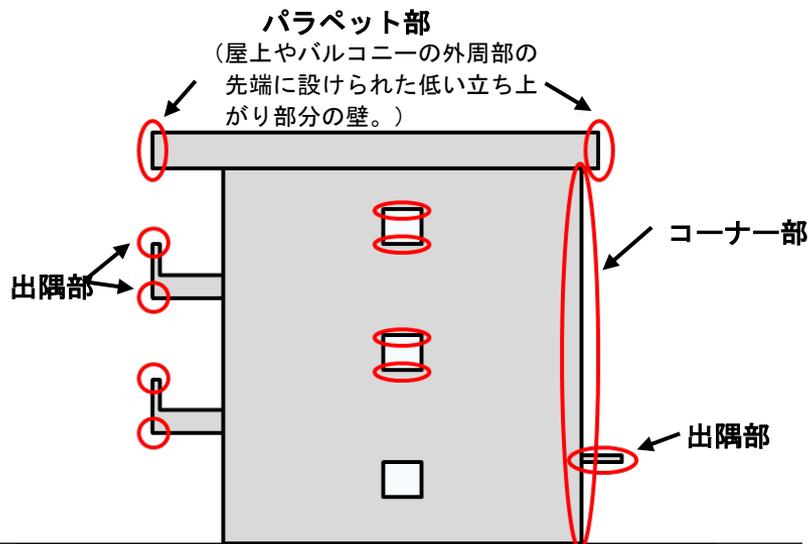


図1. 外壁等の剥落危険性の大きい箇所イメージ図

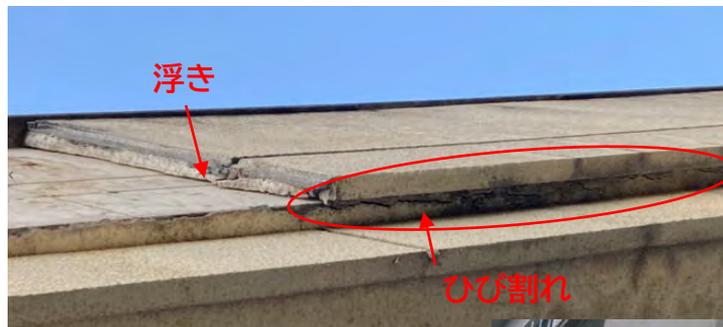


写真1. パラペット部のひび割れ、浮き

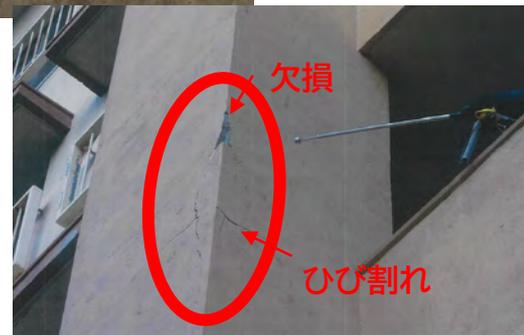


写真2. コーナー部のひび割れ、欠損

■対応

- ・危険箇所を立入禁止にするなどの応急措置をし、学校設置者に連絡しましょう。

☑空調室外機は傾いていないか。

【事故の発生リスク】

- ・空調室外機が傾いている場合、取付金物がさびなどにより劣化しているか、固定されていないことが考えられ、**地震の揺れ等により脱落する危険**がある。
- ・特に、**児童生徒等が通る通路の上部に設置されている場合は、脱落すると危険**である。など

■点検の視点

- 空調室外機が**傾いていないか**を点検します。



写真1. 壁面に設置された室外機

■対応

- ・危険箇所を立入禁止にするなどの応急措置をし、学校設置者に連絡しましょう。

- ☑支柱等のぐらつき、腐食、基礎の露出、破損、突起物等は見当たらないか。
- ☑着地面やその周辺に大きな凹凸などを見当たらないか。

【事故の発生リスク】

- ・遊具の支柱等にぐらつき、腐食、基礎の露出が進むと倒壊、また着座部や滑走面に破損や突起物があると負傷等の危険がある。
- ・着地面やその周辺に大きな凹凸や、石や根があると、転倒等によりけがをする恐れがある。

※これまでも遊具で遊んでいる際、遊具に首が挟まりなどで窒息に至る事案がある。

■点検の視点

- 支柱等のぐらつき、腐食、亀裂や基礎の露出、着地面やその周辺に大きな凹凸、石や根の露出、着座部の破損や金具の摩耗・緩み、吊り金具やチェーンの破損・摩耗、滑降面に突起物などを見当たらないかを点検します。
- 上向きV字型の遊具は、V字部分に首が挟まる恐れがあることから、そのような窒息に至る可能性のある遊具の対策が講じられているか点検します。窒息の危険のある遊具の対応及び、遊具で遊ぶ際の留意点については、[窒息の可能性のある遊具の例](#)を参照して点検します。

点検の映像
(1～2分)



■主な点検の方法

【定期の安全点検】

- ・目視や触診等により、遊具の支柱や基礎、着地面やその周辺、着座部、吊り金具やチェーン、滑降面等を点検する。
- ※遊具の安全点検は、年1回程度、専門家の点検を依頼しているケースが多いことから、教職員の点検では、異常と思われる点を早期に発見し、専門家の点検につなげることが重要です。
- ※児童生徒等が遊具で危険な遊び方をしていないかを日常的に観察するとともに、児童生徒等が遊具を使っている中での異常の気付きを共有することも重要です。

■対応

- ・危険箇所を立入禁止にするなどの応急措置をし、学校設置者に連絡しましょう。

窒息の可能性のある遊具の例

【事故の発生リスク】

- ・ 上向きV字の遊具等で遊んでいる際、首が挟まり、窒息する可能性がある など

(例) 登り棒
の支柱の形状



上向きV字型の遊具

V字部分に、首が挟まるおそれ

※日常的に使用できる遊具であり、発生の可能性は「比較的高い」と考えられ、窒息に至る可能性があります。

■ これまで、遊具に服の一部や持ち物が引っ掛かったり、絡まったりして、死亡に至った事故があります。頭や首の周り、背中、裾にひもやフードの付いた子供服や、肩に掛けるかばんやリュックサックのベルト等は、遊具に引っ掛かかって思わぬ事故に繋がる可能性があります。特に、首は身体の中でも弱い部位で、首を締め付ける事故は命に関わるため要注意です。

■ 対応

- ・ 登り棒の撤去又は安全な設計の登り棒に変更、開口部を全て埋めて無くす、子どもの頭部を模擬した直径230mmの点検器具がV字2辺に同時に接しないようV字下部の隅角部を埋める等を行うことが考えられます。
- ・ 子供を遊ばせる際は、衣服や持ち物に危険なひもやベルトなどが付いていないか、日常的に確認し、留意することが必要です。このようなことは、事故発生のリスク回避のため、事前に保護者等とも共有しておくことも必要です。

☑吹き抜け部分や階段の隙間に転落防止の措置がされているか。

【事故の発生リスク】

〈校舎上階からの転落は死亡に至る可能性があります。過去に、吹き抜けの柵の上に乗れり、転落して死亡した事故が発生しています。〉

- ・吹き抜けはトイレ、教室等の間であり、児童生徒等が日常的に通行、遊び等をする可能性のある場所でもある。吹き抜けを飛び越える、手すり遊ぶ等の際、転落の可能性がある。

■点検の視点

- 吹き抜け部分や階段の隙間に転落防止の措置がされているか、落下防止ネットに損傷や人が入る幅の隙間がないか点検します。



■主な点検の方法

【定期の安全点検】

- ・目視、触診等により、転落防止の措置の状況、落下防止ネットの損傷や人が入る幅の隙間がないかなどを点検する。

※児童生徒等へも、このような箇所は非常に危険であり、付近で遊んだり、よじ登ったりしないよう日常の指導が欠かせないことに留意する。

■対応

- ・吹き抜けをふさぐ、手すりや落下防止ネットの設置などの対策が考えられます。
- ・危険箇所を立入禁止にするなどの応急措置をし、学校設置者に連絡しましょう。

階段・昇降口 〈避難経路〉

【点検時期】
日常

☑避難経路となる階段や踊り場、非常口及び、防火シャッター、防火扉付近に物が放置されていないか。

【事故の発生リスク】

- ・避難経路が確保されておらず、地震や火災等の際、迅速な避難が困難となる可能性がある。 など
- ※火災時等の避難に支障がある場合、逃げ遅れ、命に危険が及ぶ可能性があります。

■点検の視点

- 避難経路となる階段や踊り場、非常口及び、防火シャッター、防火扉付近に、避難の支障となる物が置かれていないかを点検します。

消防法第8条の2の4 学校（中略）その他の防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し（中略）なければならない。

点検の映像
(1～2分)



←防火シャッターの下に
作動を妨げる物を置いて
いる

■主な点検の方法

【日常の安全点検】

- ・目視により、避難経路となる階段や踊り場、非常口及び、防火シャッター、防火扉付近に、避難の支障となる物が置かれていないかを点検する。

※避難経路の場所に、物を置くことは、火災等避難時に支障をきたすため、全教職員が、避難経路となる場所に物を置かないよう共通理解を図っておくことが重要です。

■対応

- ・直ちに避難の支障となる物件を撤去し、避難経路に物件が存置されないよう張り紙等を行うなど対応する。

バックネット・防球ネット・掲揚塔 【点検時期】 日常・定期

☑バックネットや防球ネットに金網の破れ、その支柱や掲揚塔に傾きなどは見当たらないか。

☑移動式の防球ネットは、固定され、移動時に危険はないか。（※移動させる使用する時は、必ずその都度確認）

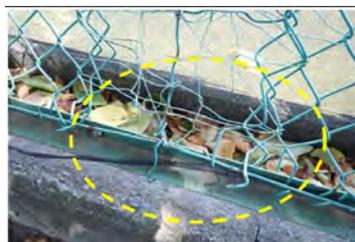
【事故の発生リスク】

- ・金網の一部が破れていると活動中や遊んでいるときに、突起した部分に引っ掛かり、負傷する可能性がある。
- ・バックネットや防球ネットの支柱、掲揚塔に腐食などがあると、児童生徒等が寄りかかったりした際に転倒する危険がある。
- ・移動式の防球ネットは、強風にあおられたり、固定が不十分だと倒れる危険がある。

■点検の視点

- 児童生徒等がよく触れる金網は、ネット類を固定している金具へ引っ掛かる危険を含め細部まで点検する必要があります。
- 防球ネット等の支柱の腐食具合は判断が難しいため、専門家の点検が必要であるが、教職員は傾きはないか、以前より明らかに腐食が進んでいないかの視点で点検します。
- 移動式の防球ネットの移動や設置時には、その都度、注意を払って安全点検を行う必要があります。

点検の映像
(1～2分)



破れた金網



防球ネット

【参考】防球ネットの事故防止に関する通知を参照

- ・野球等の移動式バッティングケージの転倒等による事故防止について
- ・学校環境における工作物及び機器等の安全点検について

■主な点検の方法

【定期の安全点検】

- ・目視によりネット類の破損等を点検する。
- ・防球ネット等の支柱や掲揚塔は、目視や、触診等により力を加えるなどで点検する。

【日常の安全点検】

- ・防球ネットを移動・設置する際に目視等により危険がないかを確認する。

※移動させる際には、教師が監督のもと、事前の留意事項を十分に確認した上で実施し事故防止に努めることが必要です。

※児童生徒等のネット類や支柱等に寄りかかるなどの行動が見られる際には、倒壊の危険があることを指導することが大切です。

■対応

- ・金網やネット類を固定している金具の埋め込み等の補修及び、支柱や掲揚塔なども含め、危険箇所として立入禁止などの応急措置をし、学校設置者に連絡しましょう。

- ☑塀に傾き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。
- ☑訪問者のための案内、入口明示等の立て札、看板等の破損は見当たらないか。
- ☑登下校時以外は校門は閉じられているか。（校門が閉鎖できる場合）
- ☑防犯カメラ、インターホンは正しく作動しているか。

【事故の発生リスク】

- ・校門やブロック塀に傾き、ひび割れ等が認められる場合は、地震等により塀が倒壊する可能性がある。
- ・校門が閉められていなかったり、来校者のチェック体制などが十分でなかったりすると不審者が侵入しやすくなる。 など

■点検の視点

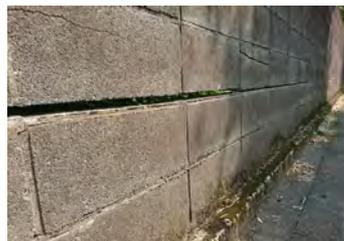
- 塀に傾き、ひび割れ等の異常は見当たらないか点検します。
- 不審者侵入防止の観点から、登下校時以外の閉門、案内看板の破損や来校者を確認する機器の故障などがいないか点検します。



塀のひび割れ



塀の傾き



塀のひび割れ、すき間



控え壁の損傷

■主な点検の方法

【定期の安全点検】

- ・目視により校門やブロック塀に異常がないか、訪問者のための案内、入口明示等の立て札、看板等の破損は見当たらないかを点検する。

【日常の安全点検】

- ・目視により登下校以外は校門が閉じられているかを確認する。
 - ・防犯カメラ、インターホンも、正しく作動する状態にあるかを確認する。
- ※学校への不審者侵入防止については、登下校時以外の校門の施錠と来校者管理の徹底が必要であるとの観点から、①校門、②校門から校舎の入り口まで、③校舎への入り口という3段階のチェック体制を確立し、不審者侵入への対応や防止が図られるよう努めましょう。

【参考資料】学校施設のブロック塀の倒壊による事故を防止に関する通知を参照

- ・学校施設のブロック塀等における安全対策等のフォローアップについて
- ・学校におけるブロック塀等の安全点検等について

■対応

- ・危険箇所を立入禁止にするなどの応急措置をし、学校設置者に連絡しましょう。
- ・登下校時以外は校門を閉じるなどの不審者侵入防止対策を、教職員間で共有するなどし徹底を図りましょう。61

- ☑プール及びプールサイド、消毒剤・救助用品等の破損等の異常はないか。
- ☑プールの外回り等に異常はないか。

【事故の発生リスク】

- ・プール使用時は素足での活動のため、**プールやプールサイドに破損等があると負傷する可能性**がある。
- ・万が一時に備え、AED等の救助用品が使用できる状態にないと、事故が発生した際に救助・救命が遅れる事態となる。など

■点検の視点

- プール周りの柵やブロック塀、プールの附属施設は、[バックネット・防球ネット・掲揚塔](#)や、[校門、ブロック塀等](#)を参照し、点検します。
- プール解放時は、**プールに異物はないか、水量も含め、日常の点検において、「学校における水泳プールの保健衛生管理（平成28年度改訂）」を参照に点検**します。



プールやプールサイドの破損等を確認

■主な点検の方法

【日常の安全点検】

- ・プール使用時には、目視、触診等により、プール及びプールサイドの床、コースロープや止め金、排（環）水口の蓋、プールプールサイド、水質・水量、出入り口の施錠の状況等を点検する。
 - ・消毒剤等の保管状況や、救助用具・救急薬品も点検します。
- ※なお、熱中症対策として、熱さ指数や水温等を考慮して、プールの使用基準をあらかじめ定めておくことも必要です。

【定期の安全点検】

- ・プール周りの柵やブロック塀、プールの附属施設については、目視、触診等により点検します。
- ※なお、プール使用期間以外も出入り口の施錠等に関しては、防犯上の観点から点検が必要です。

■対応

- ・危険箇所を立入禁止、また、プールの使用を禁止するなどし、学校設置者に連絡しましょう。

- ☑サッカーゴールは固定されているか。
(※移動して使用するサッカーゴールは、必ずその都度確認)
- ☑サッカーゴールの溶接部分に破損は見当たらないか。

【事故の発生リスク】

- 〈ゴールポストにぶら下がったところ、ゴールポストが倒れ込んできて、下敷きになった事案があります〉
- ・重量のあるサッカーゴールが固定されていないと、ぶら下がるなどにより転倒する危険がある。

■点検の視点

- サッカーゴールが動かないように固定されているか点検する。特に、**移動式のサッカーゴールを使用する場合には、その都度、固定されているか点検**します。
- 腐食の状態が前回点検より進んでいないかを点検します。

点検の映像
(1～2分)



■主な点検の方法

【日常の安全点検】

- ・移動式のサッカーゴールを使用する場合には、その都度、固定されているか目視・触診等で点検します。
- ※サッカーゴールを移動させる際には、重量があることから、教師が監督のもと、事前の留意事項を十分に行った上で実施し事故防止に努めることが必要です。
- ※サッカーゴール以外の重量のあるゴールについても同様の対応が必要です。

【定期の安全点検】

- ・目視、触診等により固定状態を確認する。
- ・また、腐食が進んでいる、または腐食が進んでいる恐れがある場合は、使用を禁止し、専門家の点検を依頼する必要があります。

■対応

- ・サッカーゴールの固定とともに、安全性が保てない場合は使用禁止とし、学校の設置者に連絡しましょう。

☑机・いすのささくれ、ひび割れ等の破損は見当たらないか。

【事故の発生リスク】

・児童生徒等が使用する机やいすに、**ささくれやひび割れ等の損傷があると、負傷する可能性**がある。など

■点検の視点

- 机やいすの**木製部分にささくれやひび割れ等がないか**点検します。
- 机やいすに**がたつきがないか**点検します。



←児童生徒等が使用する机のささくれ



←児童生徒等が使用するいすの損傷

点検の映像
(1～2分)

■主な点検の方法

【定期の安全点検】

- ・教室等の机やいすを、目視により、ささくれやひび割れ等の損傷がないかを点検する。
- ・また、必要に応じて、がたつきがないかも点検が必要です。接合部の緩みが生じている可能性があります。

※机、いすを使用する児童生徒等から、不具合があれば、申し出させるようにしておくことも大切です。

■対応

- ・可能であれば補修し、改善が難しい場合は、机、いすを交換しましょう。

コンセント・タブレット等電気機器【点検時期】 日常

- ☑コンセントの差し込み・接続部分に接触不良や損傷は見当たらないか。
- ☑タブレットが過熱しているなどの異常はないか。

【事故の発生リスク】

- ・コンセントに損傷がある状態で使用したり、使用制限を超えて、複数の電気製品を接続して使用すると、ショートし、火災等の発生する危険がある。
- ・授業等で使用する**タブレットが過熱により発火する事案も発生**している。

■点検の視点

- コンセントに損傷はないか、使用制限を超える過剰な電気機器を接続していないか、ほこりがたまっていないか**点検します。
- 児童生徒等が使用する**タブレットが、異常に熱くなっていないか**などを点検します。

点検の映像
(1～2分)



←コンセントの使用制限を超えて電気製品を接続しないようにする

→
タブレットが異常に熱くなっていないかを確認



■主な点検の方法

【日常の安全点検】

- ・目視により、コンセントの損傷の状態や、使用制限範囲内か、ほこりがたまっていないか等を点検する。
- ・タブレット等は、長時間充電等を行うため、過剰に熱を持っていないかを点検する。

※タブレット等を使用する児童生徒等から、タブレットが熱いなどの異常の状態を申し出させるようにしておくことも大切です。

■対応

- ・消費電力が大きい電気製品を使用する場合はコンセントを分ける。コンセントのほこりが付かないように定期的に掃除する。タブレット等、異常な熱を持っている場合は、充電も止め、使用を禁止する。

一時的に立てかけているものや 置いているもの

【点検時期】
日常

☑一時的に立てかけているものや置いているものが、倒れたり、崩れたりする状態にないか。

【事故の発生リスク】

- ・行事等で一時的に立てかけてあった重量のある長机等が倒れてきて負傷する危険がある。

■点検の視点

- 一時的に立てかけている重量のあるもの（例、長机、脚立、移動式階段等）が、倒れたり、崩れたりする状態にないか点検します。

一時的に壁に立てかけた
長机↓



←チェーンで固定した
脚立

チェーンで固定した
ステージの階段↓



■主な点検の方法

【日常の安全点検】

- ・児童生徒等が活動する範囲に、立てかけていたり、高く積み重ねられている重量のあるものが、倒れたり崩れたりしないよう、固定や注意喚起されているかを目視等に点検する。
- ※チェーン等で倒れないよう固定している場合は、適宜、その固定状況や、チェーンの劣化状況も確認する。

■対応

- ・児童生徒等が活動する場所には、重量のあるものを立てかけたり、高く積み重ねたりしない。
- ・倒れてこないよう頑丈なチェーン等で固定するとともに、児童生徒等が近づかないよう注意喚起を促す。